坂戸市環境報告書



令和8年度版

（令和7年度実績）

坂　戸　市

目次

第１章　総説 **1**

1. 市の概要 2

2. 第 3 次坂戸市環境基本計画の概要 3

3. 坂戸市環境報告書の趣旨 10

第２章　施策の進捗状況 **11**

1. 達成指標 12

2. 施策指標と施策の主な取組状況 15

第３章　重点プロジェクトの進捗状況 **21**

1. 重点プロジェクトとは 22

2. 各重点プロジェクトの取組状況 22

第４章　第３次坂戸市環境基本計画に包含する計画の現状 **27**

1. 坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 28

2. 坂戸市気候変動適応計画 32

参考資料 **39**

1. 各指標項目の経過 40

2. 計画期間における市の主な実績 47

3. 市の環境に関するデータ 48

4. 環境基本条例 53

5. 用語解説 58

第１章　総説

1. 市の概要
2. 第３次坂戸市環境基本計画の概要
3. 坂戸市環境報告書の趣旨

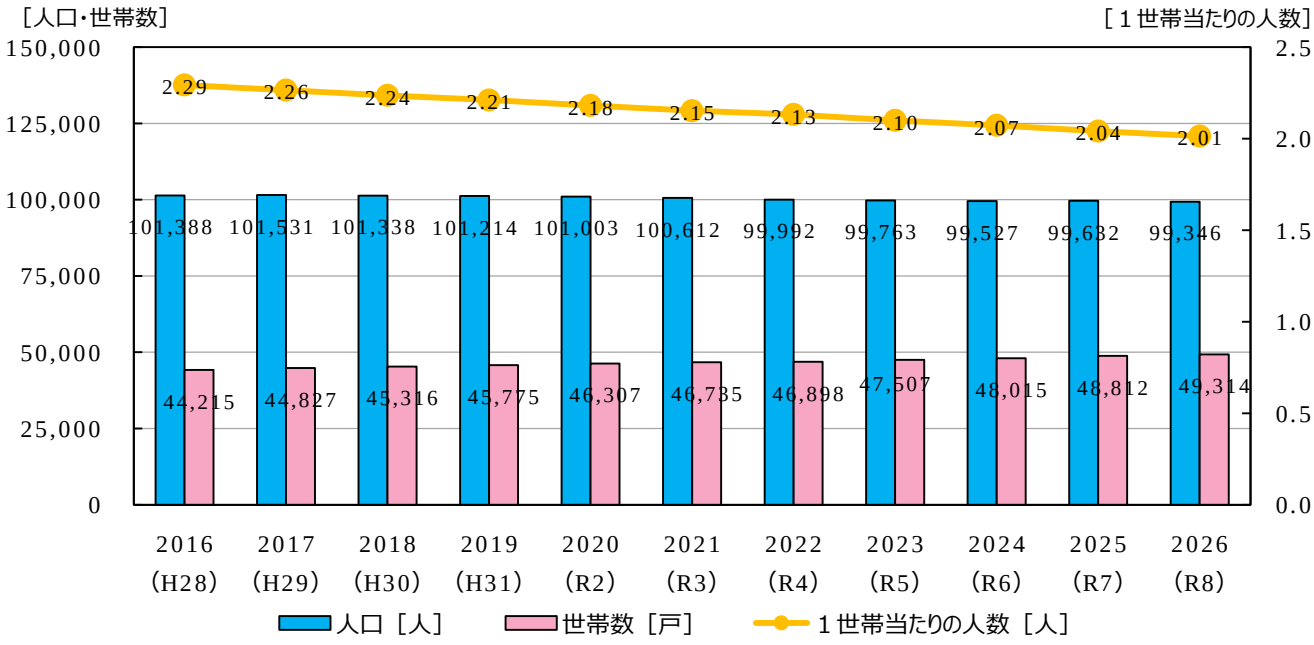
1. 市の概要

1）地勢

本市は、埼玉県のほぼ中央に位置しおおむね平坦であり、面積は 41.02km²、東西に 12.7km、南北に 9.3km の広がりを有しています。東は川島町、西は日高市、毛呂山町、南は川越市、鶴ヶ島市、北は東松山市、鳩山町と接しています。また、秩父山系から清流として知られる高麗川が南西から東へ流れ、北部で荒川水系入間川の支流である越辺川へ合流する水と緑に恵まれた地域です。

2）人口

本市の人口は、2026（R8）年時点で約 10 万人です。高度経済成長期には都心から 45km 圏という利便性から人口が増加し、2008（H20）年には 10 万人都市となりましたが、近年は減少傾向にあります。



3）交通

鉄道は東武東上線の若葉駅、坂戸駅、北坂戸駅、東武越生線の西大家駅があり、東京・神奈川方面へのアクセスに優れています。高速道路については、関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が市内を走っており、インターチェンジも整備されています。また、国道 407 号が市内のほぼ中央部を南北方向に走っており、市内の道路網の骨格となっています。

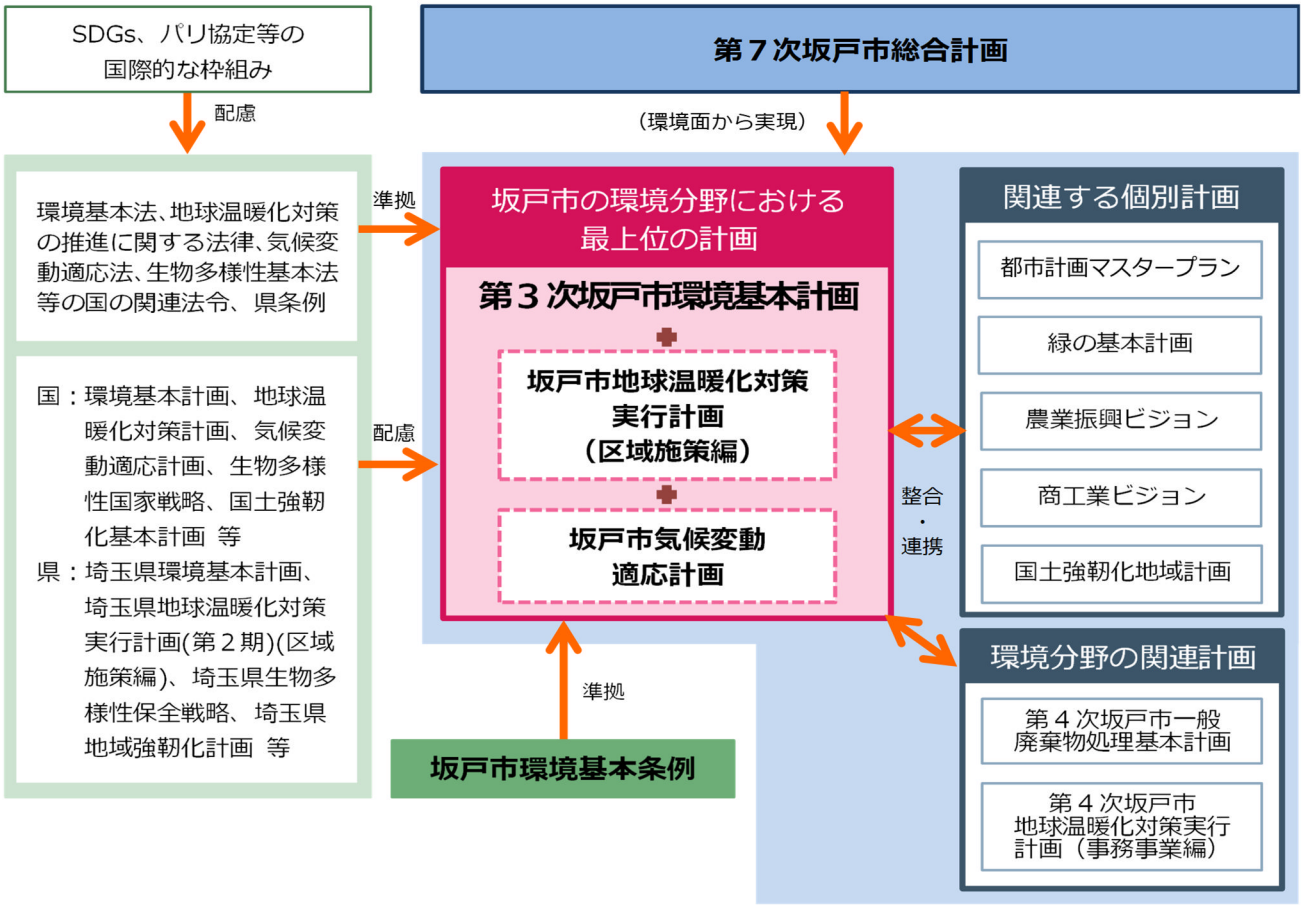
2. 第３次坂戸市環境基本計画の概要

１）計画の目的と位置付け

坂戸市環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境に関する長期目標と施策の方向性を示すとともに、市民・事業者・市が環境の保全・創造に取り組むための指針を明示するものです。

また、市の最上位計画である「第７次坂戸市総合計画」に掲げる将来像を、環境面から実現するための環境行政の基礎となる計画であり、市の環境分野における最上位の計画として位置付けています。

なお、環境基本計画は、「坂戸市ゼロカーボンシティ*」の実現に向け、「坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「坂戸市気候変動適応計画」を包含した計画となります。



2）計画の期間

2024（R6）年度から 2033（R15）年度までの 10 年間



※ 社会状況の変化等により必要が生じた場合や中間年次となる 2028（R10）年度に見直しを行います。

※ 「坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中長期目標については、国の地球温暖化計画に則して、中期目標を 2030（R12）年度、長期目標を 2050（R32）年度とします。

3）計画の対象範囲

対象範囲は次に掲げる５つの分野を対象範囲とします。

また、対象とする地域は坂戸市全域とし、広域的な取組が必要な事項については、国や県、他の地方公共団体等と協力しながら取り組むものとします。

脱炭素社会	脱炭素社会とは、二酸化炭素排出量実質ゼロが実現した社会のことで、エネルギー消費や温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策が含まれます。【省エネルギー、再生可能エネルギー、脱炭素型まちづくり…等】
循環型社会	循環型社会とは、天然資源の消費の抑制を図ったうえで、環境負荷の低減を図る社会のことで、ごみの発生回避、排出抑制、再使用、再資源化といった廃棄物対策が含まれます。【４R、食品ロス、ごみ処理…等】
自然・みどり、生物多様性	自然・みどり、生物多様性には、農地や里山等の地域に応じて形成された自然環境、公園等のまちなかのみどり、動植物の保全が含まれます。【みどりと水辺環境、生きもの、水循環…等】
安全・安心	安全・安心には、日常の生活環境に関する要素や、防災及び気候変動への適応が含まれます。【公害防止、まちの美化、身近な生活環境問題、気候変動対策…等】
環境教育・学習、情報発信	社会経済システムや生活様式との関わり等複雑化した環境問題を理解するための機会の創出やそのための情報発信が含まれます。【環境教育、環境活動、パートナーシップ、環境情報の発信…等】

4）目指すべき環境像

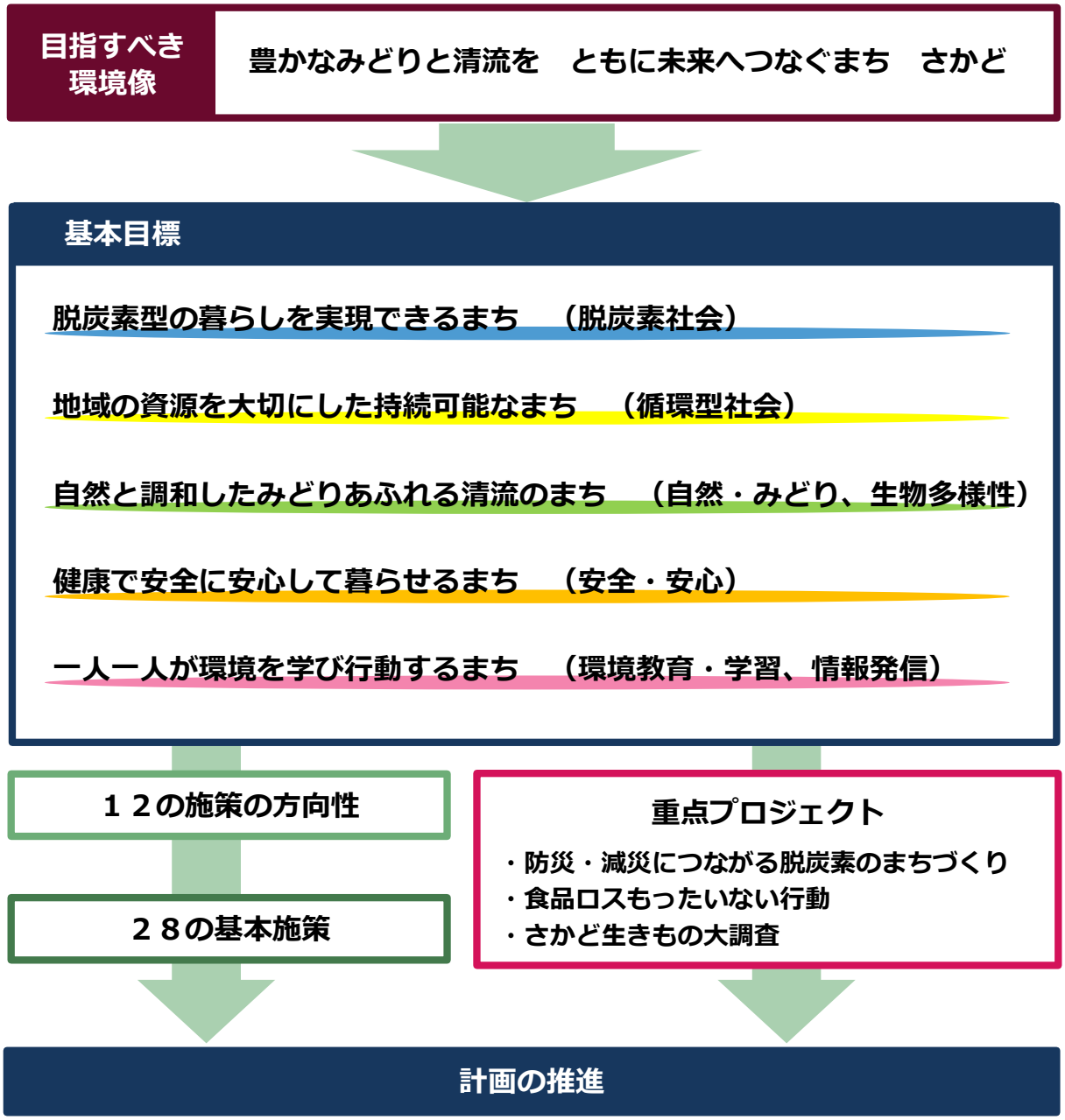
「豊かなみどりと清流を　ともに未来へつなぐまち　さかど」

※ 豊かな自然との共生、脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政が一体となり、ともに様々な施策に取り組み、本市の恵み豊かなみどりや清流高麗川などを、未来の子どもたちにつないでいく決意を込めたものです。

５）計画の構成

計画の構成は、「目指すべき環境像」を実現するため、５つの「基本目標」ごとに、基本目標の達成に向けた方向性を「施策の方向性」として明らかにするとともに、その方向性に沿い具体的な取組を「基本施策」として定め、施策を推進します。

また、「基本施策」とは別に、複数の分野にまたがる事業等を「重点プロジェクト」として施策を展開していきます。



6）計画の推進主体

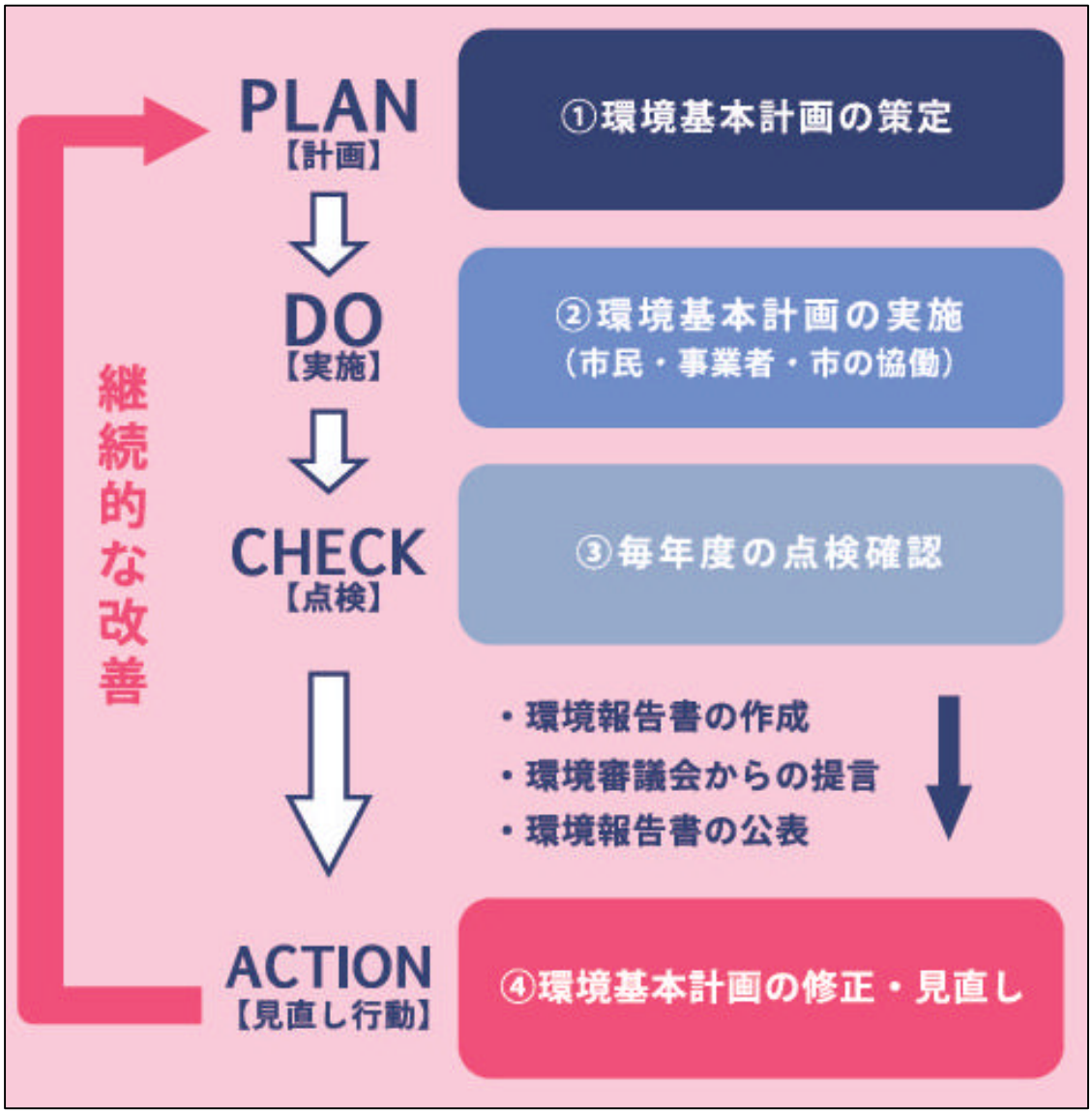
坂戸市環境基本条例に基づいた市民、事業者、市におけるそれぞれの役割のもとに、自主的かつ積極的にその責務を果たし、協働して「豊かな自然環境と共生するまちづくり」を実現します。

各推進主体の役割

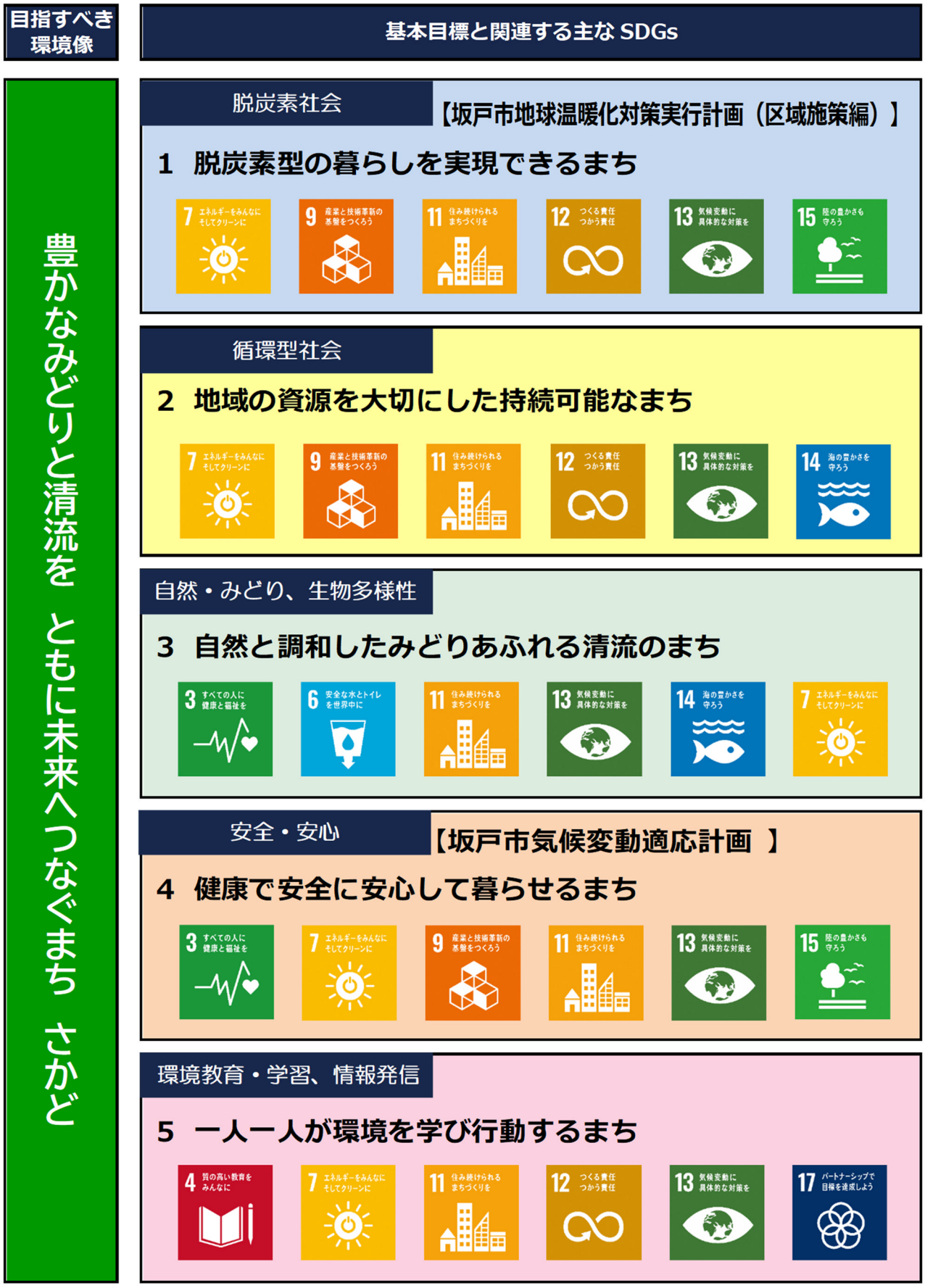


7）計画の進行管理

計画の実行性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施、運用、継続的な見直し、改善までの一連の流れを下図の PDCA サイクルとして確立させ、計画を推進していきます。



８）計画の体系図


目指すべき環境像
基本目標と関連する主な SDGs
豊かなみどりと清流を　ともに未来へつなぐまち　さかど
脱炭素社会
【坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】
1　脱炭素型の暮らしを実現できるまち
循環型社会
2　地域の資源を大切にした持続可能なまち
自然・みどり、生物多様性
3　自然と調和したみどりあふれる清流のまち
安全・安心
【坂戸市気候変動適応計画　】
4　健康で安全に安心して暮らせるまち
環境教育・学習、情報発信
5　一人一人が環境を学び行動するまち

施策の方向性	基本施策
1-1 再生可能エネルギーの導入を促進します	（1）再生可能エネルギーの適切な導入の促進 （由）再生可能エネルギー由来の電力の推進
1-2 省エネルギー行動を促進します	（1）家庭における省エネルギー行動の促進 （2）事業所等における省エネルギー行動の促進
1-3 脱炭素型のまちづくりを推進します	（1）建築物等の省エネルギー化の推進 （2）移動手段の脱炭素化の促進 （3）スマートコミュニティの推進
2-1 4R による資源の有効活用を推進します	（1）4R の普及、推進 （2）食品ロス削減の推進 （3）プラスチック使用削減の推進
2-2 環境に配慮したごみ処理体制を推進します	（1）適正な収集・処理体制の整備、充実 （2）廃棄物の再資源化の推進
3-1 自然環境を保全し、みどりの創出を推進します	（1）水辺空間の保全と水循環の再生 （2）まちなかのみどりの保全、創出 （3）農地、里山環境の維持、保全
3-2 生物多様性の保全を推進します	（1）生物多様性の保全と普及啓発の推進 （2）動植物の生息・生育環境の保全
4-1 公害のないまちづくりを推進します	（1）公害防止対策の推進 （2）継続的な監視、測定の実施
4-2 快適な生活環境の整備を促進します	（1）まちの美化、不法投棄対策の推進 （2）まちなみ景観の維持、向上
4-3 気候変動適応策を推進します	（1）気候変動に適応したまちづくりの推進 （2）健康被害対策の推進
5-1 環境教育・環境学習を推進します	（1）学校における環境教育の充実 （2）地域における環境学習機会の拡充
5-2 環境保全活動を拡充します	（1）環境に関する情報受発信の充実 （2）環境保全活動、イベントの充実 （3）環境リーダーの育成

3. 坂戸市環境報告書の趣旨

坂戸市環境報告書は、坂戸市環境基本条例（平成 14 年施行）及び環境配慮促進法（平成 17 年施行）に基づき作成しています。また、第 3 次坂戸市環境基本計画（令和 6 年 3 月策定）の年次報告書としても位置づけられています。

なお、この報告書に対する市民の皆様の御意見等をいただき、今後の環境行政に反映させていきます。

第２章　施策の進捗状況

1. 達成指標

2. 施策指標と施策の主な取組状況

1. 達成指標（KGI）

基本目標の達成状況を評価するため、5 つの基本目標ごとに「達成指標」を設定し、基本目標に対する施策の評価を行います。評価のタイミングは、次期計画策定時又は、中間見直しや社会状況の変化等において、計画見直しの必要が生じたとき評価を行い、施策の方向性を検討します。（基本目標 1 の達成指標の主な実績値については P29、基本目標 2～5 については P40～44 に掲載）

基本目標 1　脱炭素型の暮らしを実現できるまち

【坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

達成指標項目	目標設定時の値	目標値 目標年度
市域における二酸化炭素排出量	413 千 t-CO_2 2020（R2）	275 千 t-CO_2 2030（R12）
再生可能エネルギーの導入容量	22,306kW 2020（R2）	44,000kW 2030（R12）

※「坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中長期目標は、国の地球温暖化対策計画に準じて設定したことから、基本目標 1「脱炭素型の暮らしを実現できるまち」の目標年度のみ、2030（R12）年度としています。

※　環境基本計画に記載している市域における二酸化炭素排出量について、目標設定時の値に修正がありましたので、値を変更しています。

基本目標 2　地域の資源を大切にした持続可能なまち

達成指標項目	目標設定時の値	目標値 目標年度
市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	627g 2021（R3）	589 g 2033（R15）
事業系ごみ排出量	4,625 t 2021（R3）	4,500 t 2033（R15）
リサイクル率	28.9% 2021（R3）	29% 2033（R15）
生ごみを減らすために食材を使いきると答える市民の割合	66.2% 2022（R4）	83% 2033（R15）

※「市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」及び「リサイクル率」については、「第 4 次坂戸市一般廃棄物処理基本計画〔中間年次改訂版〕（令和 3 年 3 月策定）」の目標項目及び目標値をもとに算定しています。当該計画の目標値を変更した場合には、連動して目標値を変更します。

基本目標３　自然と調和したみどりあふれる清流のまち

達成指標項目	目標設定時の値	目標値 目標年度
公共用水域（河川）の環境基準の達成	一部未測定 2021（R3）	達成 2033（R15）
まちなかのみどりの豊かさに満足と答えた市民の割合	42.3% 2022（R4）	43% 2033（R15）
自然や生きものの豊かさに満足と答えた市民の割合	48.5% 2022（R4）	50% 2033（R15）

※「公共用水域（河川）の環境基準の達成」については、環境基準が定められた河川（越辺川、高麗川）の水素イオン濃度（ｐH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌数を対象とします。また、2022（R４）年度に環境基準項目が大腸菌群数から大腸菌数に変更になったため、目標設定時の値を一部未測定として記載しています。

基本目標４　健康で安全に安心して暮らせるまち【坂戸市気候変動適応計画】

達成指標項目	目標設定時の値	目標値 目標年度
大気、騒音、振動の環境基準の達成	一部未達成 2021（R3）	達成 2033（R15）
10 年前に比べまちがきれいになったと答える市民の割合	12% 2022（R4）	20% 2033（R15）
熱中症救急搬送件数	102 件/年 2022（R4） （61 件/年坂戸市のみ）	80 件/年 2033（R15） （47 件/年坂戸市のみ）

※「大気の環境基準項目」については、二酸化窒素（NO_2）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）を対象とします。

※ 環境基本計画では、熱中症救急搬送件数については、坂戸・鶴ヶ島消防組合管内で搬送された件数の現状をもとに目標値を設定していました。環境報告書では、坂戸市内から熱中症救急搬送された件数を記載することとし、目標値については、坂戸市と鶴ヶ島市の人口割合で按分した値としています。

基本目標５　一人一人が環境を学び行動するまち

達成指標項目	目標設定時の値	目標値 目標年度
環境に関する学習講座等の参加割合	2.2% 2022（R4）	20% 2033（R15）
埼玉県環境アドバイザー*等の人数	3 人 2022（R4）	10 人 2033（R15）

※ 「埼玉県環境アドバイザー等」とは、埼玉県環境アドバイザー及び埼玉県地球温暖化防止活動推進員*のことを指します。

※ 環境基本計画に記載している埼玉県環境アドバイザー等の人数について、目標設定時の値に修正がありましたので、値を変更しています。

2. 施策指標（KPI）と施策の主な取組状況

基本目標を達成するため、5 つの基本目標ごとに施策指標を設定し、基本施策の取組状況に対する評価を行います。評価のタイミングは、２年ごととしますが、中間見直しや社会経済状況の変化等において、計画見直しの必要が生じたとき、達成指標と合わせて評価を行います。

基本目標１　脱炭素型の暮らしを実現できるまち

【坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

（１）施策指標

施策指標項目	目標設定時の値	実績値 2025（R7）年度	目標値 目標年度
市の補助金を利用した住宅用太陽光発電システムの総導入量	5,785.5ｋW 2021（R3）	7,125ｋW （達成率 82.8%）	8,600ｋW 2030（R12）
埼玉県エコアップ認証事業所*	1 事業所 2022（R4）	1 事業所 （達成率 20.0%）	5 事業所 2030（R12）
市の公共施設から排出される温室効果ガス排出量（年間）	11,803t-CO_2 2021（R3）	12,342t-CO_2 （達成率 81.0%）	10,375t-CO_2 2030（R12）

※ 「坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中長期目標は、国の地球温暖化対策計画に準じて設定したことから、基本目標 1「脱炭素型の暮らしを実現できるまち」の目標年度のみ、2030（R12）年度としています。

※　環境基本計画に記載している市の公共施設から排出される温室効果ガス排出量について、目標設定時の値に修正がありましたので、値を変更しています。

（２）実施した主な取組

・住宅用太陽光発電システム設置補助金と住宅用省エネルギー機器設置費補助金を交付し、合わせて 100 件分の補助を実施した。
・坂戸市省エネ家電購入費補助金を交付し、電気冷蔵庫、エアコンの買い替えに対し、250 件分の補助を実施した。
・周辺自治体と共同でエコアクション 21 認証取得を支援する研修会を開催し、坂戸市からは 1 事業者が参加した。
・本庁舎や学校等の市の公共施設等において、照明を LED 照明に取り替えた。
・６月から環境学館いずみの電力契約を再生可能エネルギー由来の電力契約に切替えた。
・市民バスとして EV バスを 2 台導入した。

・西清掃センターに粗大ごみ収集車としてEVトラックを導入するとともに、市民も利用できる急速充電器を1台導入した。

基本目標２　地域の資源を大切にした持続可能なまち

（１）施策指標

施策指標項目	目標設定時の値	実績値 2025（R7）年度	目標値 目標年度
生ごみ処理器の補助件数（総数）	5,860基 2021（R3）	6,096基 （達成率91.5%）	6,660基 2033（R15）
廃棄物における厨芥類*の割合（湿物基準）	34.49% 2021（R3）	41.0% （達成率63.3%）	30% 2033（R15）
年間排出量に対する資源物の割合	18.5% 2021（R3）	16.5% （達成率82.5%）	20% 2033（R15）
事業所と連携したキャンペーン等の実施回数	年1回 2021（R3）	3回 （達成率150%）	年2回以上 2033（R15）

（２）実施した主な取組

・広報紙、ホームページ、坂戸ごみ分別アプリ（令和８年３月末時点の登録者数：17,096人）での啓発のほか、環境教育プログラムや出前講座を実施し、４R*の普及啓発を推進した。
・子育て世帯支援リユース事業では、子ども用品を762点、子ども服等を2,652点譲渡し、リユース家具等の販売では、773点を販売した。
・エコショップ認定店舗*に参加の呼びかけを行い、ごみ減量キャンペーンを実施しました。
・事業者と連携し、8月及び10～11月の２回にわたって、フードドライブ*を実施した。
・プラスチック製品回収ボックスを公共施設９か所に設置し、製品プラスチック*を回収した。
・ふれあい収集を行うにあたり、一部の利用者の安否確認方法が高齢者福祉課に直接通報する方法になり、より迅速な対応ができるとともに次の訪問先へ向かう時間が確保できた。
・ごみの焼却に伴い発生した焼却灰等について、リサイクルを実施した。
・下水処理の過程で発生する汚泥のリサイクルを継続して実施した。
・県内初となる官民連携型のリユース拠点としてジモティースポットを開設した。

基本目標３　自然と調和したみどりあふれる清流のまち

（１）施策指標

施策指標項目	目標設定時の値	実績値 2025（R7）年度	目標値 目標年度
合併処理浄化槽への転換件数	31 件/年 2021（R3）	6 件/年 （達成率 12.0%）	50 件/年 2033（R15）
オープンガーデン*参加者数	19 人 2021（R3）	16 人 （達成率 53.3%）	30 人 2033（R15）
アライグマ捕獲従事者証取得者数	107 人 2022（R4）	129 人 （達成率 71.7%）	180 人 2033（R15）

（２）実施した主な取組

・合併処理浄化槽に転換する方に対して設置費用の一部補助を行うとともに、水質検査を実施した方に対して検査手数料の 2 分の 1 補助を行った。
・浅羽ビオトープの維持管理をボランティア団体に委託して実施した。
・農業委員・農地地用最適化推進委員による農地パトロール（遊休農地の確認）及び解消対策を検討した。
・城山の森の保全を図るため、ボランティアの協力等により市所有地の下草刈り等を実施したほか、ナラ枯れを防止するための薬剤注入を行うなど維持管理を行った。
・クビアカツヤカミキリによる被害に関し、県の補助金を活用した防除を実施したほか、広報や市ホームページで市民へ周知を行った。

基本目標４　健康で安全に安心して暮らせるまち【坂戸市気候変動適応計画】

（１）施策指標

施策指標項目	目標設定時の値	実績値 2025（R7）年度	目標値 目標年度
公害等苦情件数	44 件/年 2021（R3）	72 件/年 （達成率 27.8%）	20 件/年 2033（R15）
不法投棄処分量	3,360 kg/年 2021（R3）	1,670 kg/年 （達成率 101.8%）	1,700 kg/年 2033（R15）
まちのクールオアシス*協力施設数	118 施設 2022（R4）	113 施設 （達成率 75.3%）	150 施設 2033（R15）
坂戸市防災アプリの登録者数	5,579人 2023（R5）	8,524人 （達成率85.2%）	10,000人 2033（R15）

（２）実施した主な取組

・事業者等に接触する機会に、法律や条例等の情報提供を行うことで公害対策を推進した。
・市で行う河川水質調査の結果について、必要に応じて県に共有するなど、連携を図った。
・春と秋に地域美化活動を実施するとともに、ボランティアで清掃活動を行う方に対して火ばさみやほうき等の道具の提供を行った。
・犬のふん禁止看板の配布や犬猫の適正飼養のチラシを配架するとともに、市内ボランティア団体に対し、猫の避妊去勢手術チケットの配布を行った。
・樹木剪定や草刈り、植栽を行うなど周辺環境に配慮し、調和のとれた公共施設整備を進めた。
・総合防災訓練にライフライン事業者の参加を促し、市民への周知・啓発を行った。また、風水害時の対応の確認等、適宜連携を図った。
・ホームページ等をとおして、クールオアシス及びクーリングシェルターを周知するとともに、新規にクーリングシェルターを指定した。

基本目標５　一人一人が環境を学び行動するまち

（１）施策指標

施策指標項目	目標設定時の値	実績値 2025（R7）年度	目標値 目標年度
環境学習講座の参加者数	1,846 人/年 2021（R3）	3,575 人/年 （達成率 71.5%）	5,000 人/年 2033（R15）
環境関連イベントの参加者数	―（未実施）	899 人/年 （達成率 45.0%）	2,000 人/年 2033（R15）

※ 環境基本計画に記載している環境学習講座の参加者数について、目標設定時の値に修正がありましたので、値を変更しています。

（２）実施した主な取組

・小・中学校生を対象に環境教育プログラムを実施した。
・環境学館いずみや地域交流センター等で各種環境教育講座を実施し、市民の自主的な環境学習活動を支援した。
・環境学館いずみにおいて、環境関連イベント「いずみ DAY」や「古本市」を開催した。
・市民花壇*を管理するボランティア団体等へ花苗配布等の支援を実施した。

・ボランティアや環境関連施設、県の地球温暖化防止推進員と連携し、講座を開催した。
・市民活動フェアにおいて、環境保全活動を行う団体の活動内容を地域住民に周知した。
・イベントにおける環境配慮マニュアルに基づき実施するイベントに対し、のぼりやパネルの貸し出し、ごみ袋の配布を行い支援した。
・こどもエコクラブ（アースフレンズ）等小学生を対象とした環境教育講座を実施し、環境リーダーの発掘を図った。

施策指標に対する評価

基本目標 1 の施策指標については、「市の補助金を利用した住宅用太陽光発電システムの総導入量」は目標達成に向け順調に増加しておりますが、ほか 2 項目は進展していない状況です。特に、「市の公共施設から排出される温室効果ガス排出量（年間）」については、環境基本計画に掲載した 2021（R3）年度に比べ増加しており、さらなる取り組みが必要です。

基本目標 2 の施策指標については、「生ごみ処理器の補助件数（総数）」は目標達成に向け順調に増加しており、「事業所と連携したキャンペーン等の実施回数」は現状で目標を達成しております。ほか 2 項目については、市内から排出されるごみの内容であり、毎年実績値にばらつきが生じてしまいますが、安定して目標を達成できるよう正しいごみの出し方や分別方法について、引き続き周知が必要です。

基本目標 3 の施策指標については、「アライグマ捕獲従事者証取得者数」は目標達成に向け順調に増加しておりますが、ほか 2 項目は前年度を下回っております。特に「合併処理浄化槽への転換件数」は 6 件と目標値を大幅に下回っており、合併処理浄化槽への転換の必要性をより周知する必要があります。

基本目標 4 の施策指標については、「坂戸市防災アプリの登録者数」は順調に増加しており、「不法投棄処分量」は目標を達成しております。ほか 2 項目は環境基本計画に掲載した 2021（R3）年度に比べ後退しておりますが、2024（R6）年度と比べると目標値に近づいており、今後は順調に改善されていく可能性があります。

基本目標 5 の施策指標については、「環境学習講座の参加者数」及び「環境関連イベントの参加者数」はともに増加しております。しかし、「環境関連イベントの参加者数」については、目標値の半分にも届いていないため、新たなイベントの実施も踏まえ、検討する必要があります。

第３章　重点プロジェクトの進捗状況

1. 重点プロジェクトとは
2. 各重点プロジェクトの取組状況

1. 重点プロジェクトとは

目指すべき環境像の実現に向け、本市の課題、社会動向等を踏まえて、早期に着手することが求められる事業や分野横断的な事業展開により、本市の複数課題を同時解決に導くことのできる事業を言います。

2. 各重点プロジェクトの取組状況

１）防災・減災につながる脱炭素のまちづくり

（1）プロジェクトの目的

省エネルギー・再生可能エネルギーの推進がまちの防災・減災にも寄与することを踏まえ、これらを関連づけて啓発することで、市民、事業者の意識の向上を図り、脱炭素のまちづくりを着実に進めていくことを目指します。

（2）プロジェクトの内容

事業所・住宅における既存設備について、省エネルギー機器等への転換や省エネルギー住宅・ビル等の改修について、啓発に努めるとともに、支援を行います。また、太陽光発電システムを中心に導入支援を継続するとともに、防災・減災に寄与する自立・分散型エネルギーの啓発に努めます。

なお、公共施設においては、避難所等防災拠点として指定した施設への太陽光発電システム等の導入について優先的かつ積極的に取り組むとともに、コージェネレーションシステム*、電気自動車（EV)、蓄電池等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めるなど、市民、事業者の規範となるよう率先して実行します。

（3）実施した主な取組

- 住宅用太陽光発電システム設置補助金と住宅用省エネルギー機器設置費補助金を交付し、合わせて 100 件分の補助を実施した。
- 坂戸市省エネ家電購入費補助金を交付し、電気冷蔵庫、エアコンの買い替えに対し、250 件分の補助を実施した。
- 都市計画マスタープランに基づき、再生可能エネルギー等の導入を推進した。
- 北坂戸地区多世代交流拠点整備事業の公募型プロポーザルで求めた整備事項及び関係各課等との設計協議等を踏まえ、公共施設の ZEB*化や EV 用の充電機、太陽光発電設備及び蓄電池の設置等の設計業務を実施した。
- 本庁舎や学校等の市の公共施設等において、照明を LED 照明に取り替えた。
- 市民バスとして EV バスを 2 台導入した。

・ 西清掃センターに粗大ごみ収集車としてEVトラックを導入するとともに、市民も利用できる急速充電器を１台導入した。
・ 坂戸・鶴ヶ島消防組合では、空調設備の更新やブラインドの修繕等を行い、省エネルギー性能の向上に努めた。



西清掃センターに設置した急速充電器



粗大ごみ収集車用EVトラック

2）食品ロスもったいない行動

（1）プロジェクトの目的

本来食べられるにもかかわらず捨てられている「食品ロス」問題に対し、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、行動変容を起こすための啓発や仕組みづくりを検討することで、食品ロスの削減と市のごみ排出量の削減を目指します。

（2）プロジェクトの内容

家庭や事業者（飲食店・小売業等）から発生する食品ロスの実態把握に努めるとともに、食品ロス削減推進計画を策定し、フードドライブやフードバンク*等の推進を含め、具体的な削減方策を検討します。また、食品ロスの発生抑制につながる取組の情報発信を行うとともに、発生した食品ロスについては、家庭に対しては生ごみ処理器等によるリサイクルを更に推進し、事業者に対してはリサイクル方法の啓発を実施します。

（3）実施した主な取組

・食品ロス削減推進計画を含む一体の計画として第５次坂戸市一般廃棄物処理基本計画を策定した。
・事業者と連携し、8 月及び 10～11 月の２回にわたって、フードドライブを実施した。
・広報紙、市ホームページ、坂戸ごみ分別アプリ等を活用し、食品ロスの削減に係る市の事業への協力の呼び掛けを行った。
・栄養バランスのとれた品質が良い保育園給食を提供することにより、食べ残しの削減を図った。
・フードドライブキャンペーンをポスター等で周知し、食品廃棄物の発生抑制の啓発に努めた。
・市内保育園において、こどもの発達段階に合わせた食育を実施し、食への関心等を促進した。



フードドライブ回収ボックス

3）さかど生きもの大調査

（1）プロジェクトの目的

市民や各種団体の協力を得ながら、市内に生息・生育する動植物の情報を継続的に募り、指標動植物をはじめとする生きものの市内の生育・生息状況、分布状況の把握を目指します。

また、希少動植物の生息・生育を支える湧水の調査を合わせて行います。

（2）プロジェクトの内容

調査対象となる動植物を写真入りで紹介した「生きもの調査ガイドブック」を作成し、広く公表・配布することで市内の生物多様性*について周知します。

また、そのガイドブックをもとに、日常生活の中で発見した動植物の日時・場所、写真等の情報を報告いただきます。

報告された情報を取りまとめ、学校教材、自然観察講座等の資料として活用するほか、希少動植物の保全対策、外来種対策等にも活用します。

合わせて、市内の湧水の調査を行い、湧水の水量等の継続的な調査により水循環の状況把握に努め、その保全策の検討を進めます。

（3）実施した主な取組

・ 7月～12月にかけて生きもの大調査を実施した。

・「生きもの調査ガイドブック」を作成し、生物多様性の周知に努めた。

生きもの大調査の調査対象

昆虫	白いチョウ
鳥類	セキレイの仲間
植物	キツネノカミソリ
その他	珍しい生きもの

報告件数：63件



ハクセキレイ



キツネノカミソリ

第４章　第３次坂戸市環境基本計画に包含する計画の現状

1. 坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
2. 坂戸市気候変動適応計画

1. 坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

１）計画の概要

「坂戸市ゼロカーボンシティ」の実現に向け、地球温暖化対策の推進に関する法律*第 21 条に基づき策定しました。計画の期間につきましては、国の「2050 年カーボンニュートラル宣言」にあわせ、2050（R32）年度までとしますが、計画の内容につきましては、第 3 次坂戸市環境基本計画と同様、2024（R6）年度から 2033（R15）年度までに実施する内容となります。

（1）計画の対象

≪温室効果ガス≫

対象となる温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、７種類としていますが、本市では、排出される温室効果ガスのうち二酸化炭素（CO_2）が 99％以上であることを踏まえ、本計画における対象は二酸化炭素のみとしています。

※　「地球温暖化対策の推進に関する法律」で対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素（CO_2）メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF_6）、三フッ化窒素（NF_3）の 7 種類

≪部門≫

対象となる部門は、国・県と同様に、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、一般廃棄物の 5 部門としています。

対象ガス		対象部門	排出源
二酸化炭素（CO2）	エネルギー起源 CO2	産業部門	製造業、農林水産業、建設業におけるエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出
		業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出
		家庭部門	家庭におけるエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出 自家用車からの排出は「運輸部門（自動車）」に計上
		運輸部門	自家用車、貨物車、二輪車等の自動車利用、鉄道運行におけるエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出
	非エネルギー起源 CO2	一般廃棄物	家庭及び事業所からの可燃ごみに含まれるプラスチック類や合成繊維等の化石燃料由来のごみの焼却に伴う排出

（2）計画の目標

計画目標及び導入目標については、基本目標1「脱炭素型の暮らしを実現できるまち」の達成指標項目と同じものになります。

≪計画目標（第3次坂戸市環境基本計画期間内の目標）≫

2030 (R12)年度までに、2013(H25）年度比で**二酸化炭素排出量 46%削減**

市域における二酸化炭素排出量の経過

達成指標項目	基準年度 2013（H25）	目標値 目標年度	2020 （R2）	2021 （R3）	2022 （R4）	2023 （R5）
市域における二酸化炭素排出量 （千 t-CO_2）	512	275 千 t-CO_2以下 2030（R12）	413	443	417	422

※ 市域からの二酸化炭素排出量は、埼玉県が提供する最新の「県内市町村温室効果ガス排出量 算定結果」をもとに、各部門のエネルギー消費量、二酸化炭素排出量を算出・整理しています。

※　環境基本計画に記載している市域における二酸化炭素排出量について、目標設定時の値に修正がありましたので、2020（R2）年度の値を変更しています。

≪導入目標（第3次坂戸市環境基本計画期間内の目標）≫

2030（R12）年度までに、太陽光発電導入容量（累計）を **44,000kW 以上導入**

太陽光発電導入容量の経過

達成指標項目	目標値 目標年度	2021 （R3）	2022 （R4）	2023 （R5）	2024 （R6）
再生可能エネルギーの導入容量（ｋW）	44,000ｋW 以上 2030（R12）	23,140	25,874	26,709	28,216

※ 太陽光発電導入容量は、環境省が公表する最新の「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 自治体排出量カルテ」の値になります。

≪長期目標（坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標≫

2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ

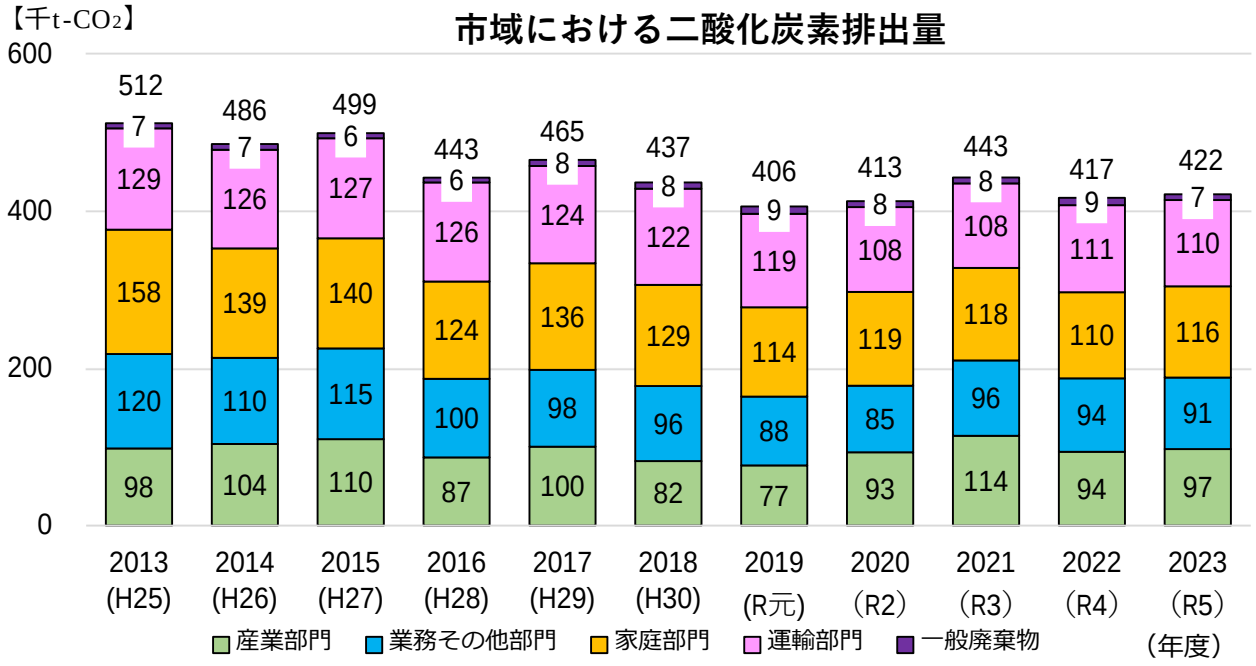
なお、目標に向けた取組については、P15，16（基本目標1の取組ページ）に掲載しております。

2）坂戸市の現状

（1）市域における二酸化炭素排出量の推移

市域の二酸化炭素排出量については、増減を繰り返しており、基準年度である 2013（H25）年度と比べて 17.6%減少しております。部門別でみると、全ての部門で基準年度より排出量が減少しており、特に基準年度において最も排出量の多かった家庭部門については、減少率は 26.6%となり、最も削減されています。

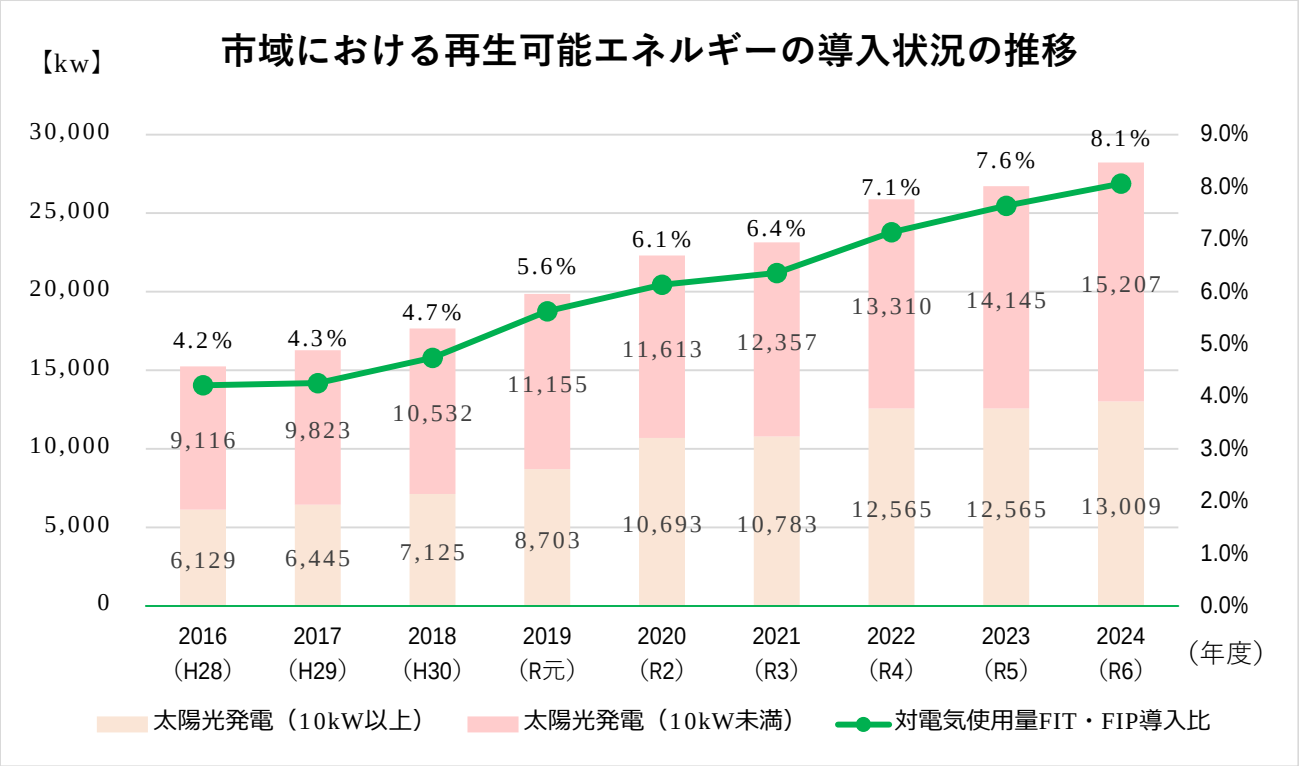
※ 端数を四捨五入しているため合計が合わないことがあります。



資料：埼玉県「県内市町村温室効果ガス排出量算定結果 2023 年度版」

（２）市域における再生可能エネルギーの導入状況の推移

市域における再生可能エネルギーによる発電設備は太陽光発電のみとなりますが、毎年増加しております。太陽光発電の導入設備容量別にみると、導入設備容量（10kW 未満）については、2023（R5）年度から 1,062kW 増加しており、2016（H28）年度以降で最も多い増加量となりました。導入設備容量（10kW 以上）の発電設備については、2023（R5）年度から 444kW 増加し、2 年ぶりの増加となりました。



※ 端数を四捨五入しているため合計が合わないことがあります。

※ 再生可能エネルギー導入設備容量は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）」（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT・FIP 制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量を記載しています。そのため、自家消費のみで売電していない設備、FIT・FIP 制度への移行認定を受けていない設備等は、含まれていません。

資料：環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト　自治体排出量カルテ」

2. 坂戸市気候変動適応計画

１）計画の概要

温室効果ガス増加の影響で発生する気候変動に対応するため、気候変動適応法*第 12 条に基づく「坂戸市気候変動適応計画」を策定しました。今後は、坂戸市環境基本計画の見直しに合わせて坂戸市気候変動適応計画も見直しを行います。

なお、気候変動の適応に向けた取組については、P17，18（基本目標 4 の取組ページ）に掲載しております。

２）気候変動の影響

市内で既に顕在化している又は将来生じることが予測されている気候変動の影響を「埼玉県地球温暖化対策実行計画第 2 期」等を参考に、以下のように整理しました。

（1）農業分野

本市は、主に水稲が盛んに行われ、野菜は少量多品目生産が特徴です。水稲は、近年、高温に強い品種の「彩のきずな」の生産量が増えています。また、令和元年東日本台風では、本市においても堰等の水利施設をはじめ農業用機械等に被害を受けました。

今後、気候変動の影響は増すものと予想され、それに対応した生産物の品種改良や変更、害虫の駆除等の対策が重要になるとともに、災害に強い施設改良及び発生した場合の迅速な対応を図れるように取り組む必要があります。

（2）水環境・水資源分野

2013（H25）年に発生した利根川水系での渇水により県営水道の受水に制限が行われました。県営水道の水源である利根川・荒川水系では渇水が頻発しており、これまで取水制限が数年に 1 度の頻度で発生しています。

今後、水需要の増加と渇水が重なった場合は、給水の不足が懸念されます。また、河川の水質変化は、現状確認されていませんが、温暖化に伴う水温上昇により、溶存酸素量(DO)等水質の悪化が予測されます。

（3）自然生態系分野

近年市内においても温暖化の影響で生息域が広がっているとも指摘されているヌマカエルや南方系の昆虫、マルバツユクサ等の植物が見られるようになりました。また、県内では令和元年東日本台風による大量の降雨で山間地域等から土砂が流出し、魚類の生息に重要である河川の瀬や淵が失われ、従来漁場であった水域で遊漁等ができなくなっています。

今後、気温や水温上昇に伴い、南方系動植物の生息域の拡大が予測されます。

（4）自然災害分野

令和元年東日本台風では、越辺川（川越市平塚新田地先）の堤防が約 70ｍにわたり決壊し、市内東部で大規模な浸水被害が発生したほか、飯盛川の越辺川との合流地点及び葛川の高麗川との合流地点においても内水氾濫による浸水被害が発生し、350 戸以上の家屋に被害がありました。

今世紀後半に向けて線状降水帯等の強雨は増加していくと予測されており、雨水幹線からの溢水等により、住宅等への浸水の多発が懸念されます。

（5）健康分野

2017（H29）年から 5 年間の鳩山観測所における厳重警戒日（暑さ指数（WBGT）*28 以上）及び危険日（暑さ指数（WBGT）31 以上）の日数は、年により変動はあるものの、7 月が 11～28 日、8 月が 20～31 日と、非常に暑い日が続いている状況です。

また、熱中症等の緊急搬送件数は 60 件を超える年も多く、今後の更なる気温上昇に伴い、熱中症等のリスクが高まり、熱中症搬送者数や死亡者数等の増加が懸念されます。

（6）国民生活・都市生活分野

都市部においては、気候変動による気温上昇にヒートアイランド現象*による気温上昇が加わることで熱ストレスが増大し、暑さへの不快感、睡眠障害、屋外活動への影響等都市生活における快適さに影響を及ぼしています。また、教育現場では、熱中症の危険性が高いため、校庭での授業や水泳等の体育の授業が中止になる等影響が出ています。今後、熱中症等のリスクが更に高まることが予想されます。

3）市域における気候変動影響評価

埼玉県では、分野ごとに温暖化の影響を評価しています。埼玉県の影響評価結果から、本市において該当するものを抽出し、市域における気候変動の影響評価を次ページに整理しました。特に気候変動の影響が大きいと予測される項目については、●で示しております。

影響評価結果の凡例
【重大性（A-1）】●：特に重大な影響が認められる　◆：影響が認められる　－：現状では評価できない
【緊急性（A-2）】●：高い　▲：中程度　□：低い　－：現状では評価できない
【総合評価（B）】●：大きい　▲：中程度　□：低い　－：現状では評価できない

分野	大項目	小項目	影響評価結果		
			現在および短期的な影響		長期的な影響
			重大性（A-1）	緊急性（A-2）	総合評価（B）
農業林業水産業	農業	水稲	●	●	●
		野菜等	◆	●	□
		果樹	◆	●	▲
		麦、大豆、飼料作物等	◆	▲	▲
		畜産	◆	□	—
		病害虫、雑草等	◆	—	—
		農業生産基盤	●	●	●
		食料需給	—	—	▲
水環境水資源	水環境	河川	◆	□	□
	水資源	水供給（地表水）	◆	▲	□
		水供給（地下水）	—	—	▲
		水需要	◆	□	□
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	◆	●	—
		里地・里山生態系	—	—	—
		野生鳥獣の影響	◆	●	—
	淡水生態系	河川	◆	▲	▲
	その他	生物季節	◆	●	□
		分布・個体群の変動（在来）	—	—	□
		分布・個体群の変動（外来）	—	—	—
	生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	—	—	—
自然災害	河川	洪水	●	●	●
		内水	●	●	●
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●
	その他	強風等	●	▲	▲
健康	暑熱	死亡リスク等	●	●	●
		熱中症等	●	●	●
	感染症	節足動物媒介感染症	◆	▲	●
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響（光化学オキシダント濃度の上昇）	—	—	—
		脆弱性が高い集団への影響（高齢者・小児・基礎疾患有病者等）	●	●	●
国民生活都市生活	製造業	—	◆	—	—
	インフラ・ライフライン	水道・交通等	●	▲	●
	文化・歴史等を感じる暮らし	生物季節	◆	●	□
		伝統行事・地場産業等	◆	—	—
	その他	暑熱による生活への影響	●	●	●

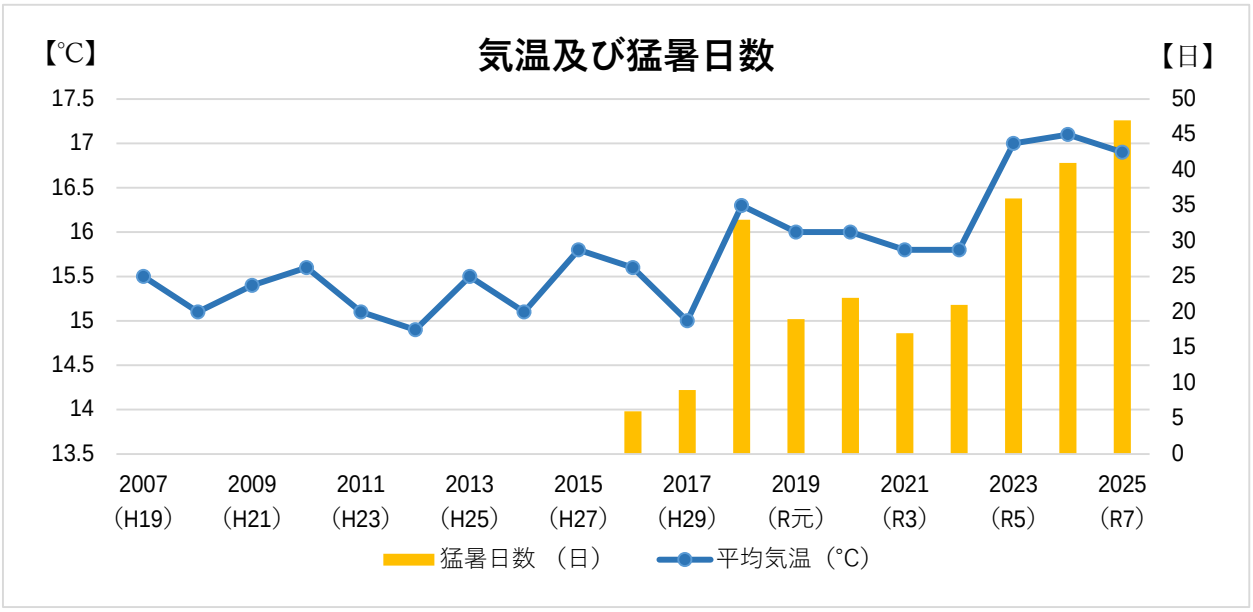
4）坂戸市の現状

(1) 気温

年	気温（℃）			猛暑日数（日）
	最高	最低	年平均	
2007（H19）	39.1	-2.6	15.5	－
2008（H20）	36.7	-3.8	15.1	－
2009（H21）	37.2	-4.3	15.4	－
2010（H22）	37.9	-5.0	15.6	－
2011（H23）	39.8	-6.8	15.1	－
2012（H24）	37.5	-6.2	14.9	－
2013（H25）	38.4	-5.3	15.5	－
2014（H26）	38.4	-4.6	15.1	－
2015（H27）	37.9	-3.5	15.8	－
2016（H28）	36.7	-5.8	15.6	6
2017（H29）	36.8	-5.9	15.0	9
2018（H30）	39.9	-6.0	16.3	33
2019（R元）	37.6	-4.5	16.0	19
2020（R2）	39.3	-4.1	16.0	22
2021（R3）	37.5	-6.1	15.8	17
2022（R4）	39.3	-5.3	15.8	21
2023（R5）	38.9	-6.2	17.0	36
2024（R6）	40.3	-4.5	17.1	41
2025（R7）	40.1	-5.7	16.9	47

※ 猛暑日（最高気温 35℃以上の日）については、2007（H19）年に定義されました。

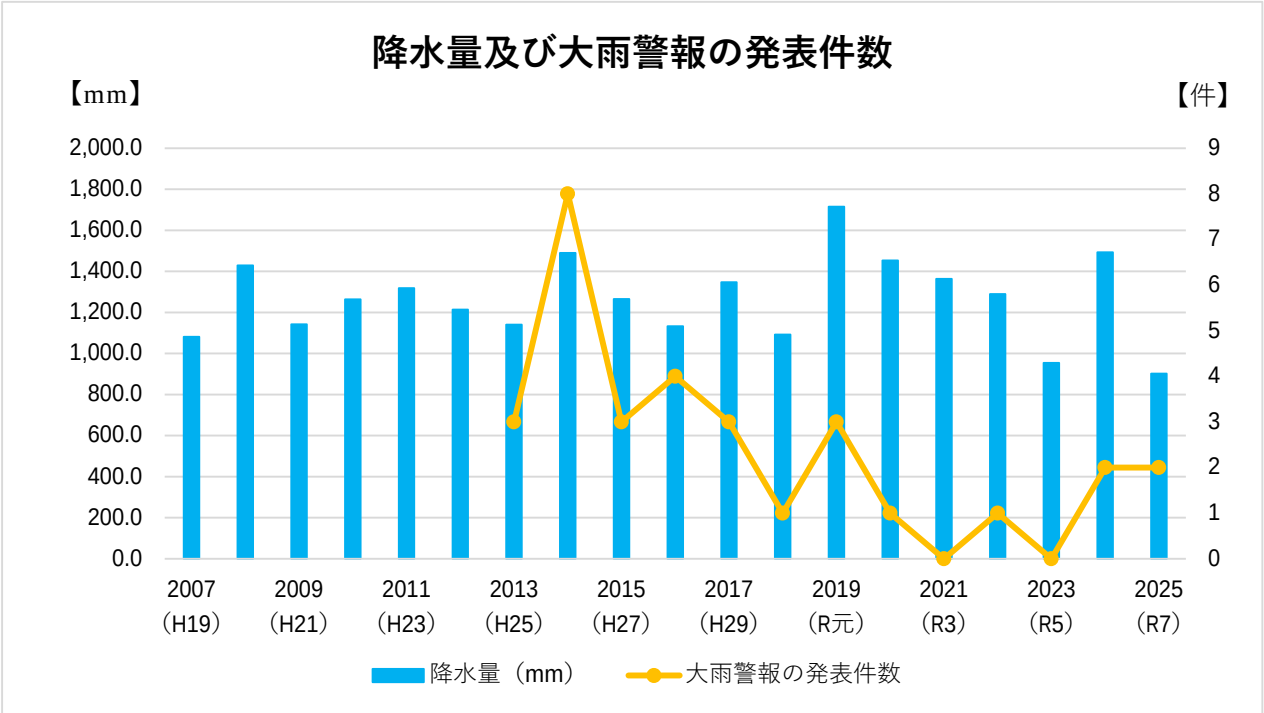
※ 2015（H27）年以前について、集計されたデータはありません。



（２）降水量

年度	降水量（mm）	大雨警報*の発表件数	大雨特別警報*の発表件数
2007（H19）	1,081.5	－	－
2008（H20）	1,429.0	－	－
2009（H21）	1,142.0	－	－
2010（H22）	1,264.0	－	－
2011（H23）	1,318.5	－	－
2012（H24）	1,214.0	－	－
2013（H25）	1,140.5	3	0
2014（H26）	1,490.0	8	0
2015（H27）	1,265.5	3	0
2016（H28）	1,133.0	4	0
2017（H29）	1,347.0	3	0
2018（H30）	1,092.0	1	0
2019（R 元）	1,715.0	3	1
2020（R2）	1,453.0	1	0
2021（R3）	1,363.5	0	0
2022（R4）	1,289.0	1	0
2023（R5）	954.0	0	0
2024（R6）	1,493.0	2	0
2025（R7）	901.5	2	0

※ 大雨警報及び大雨特別警報については、2013（H25）年度から開始されました。

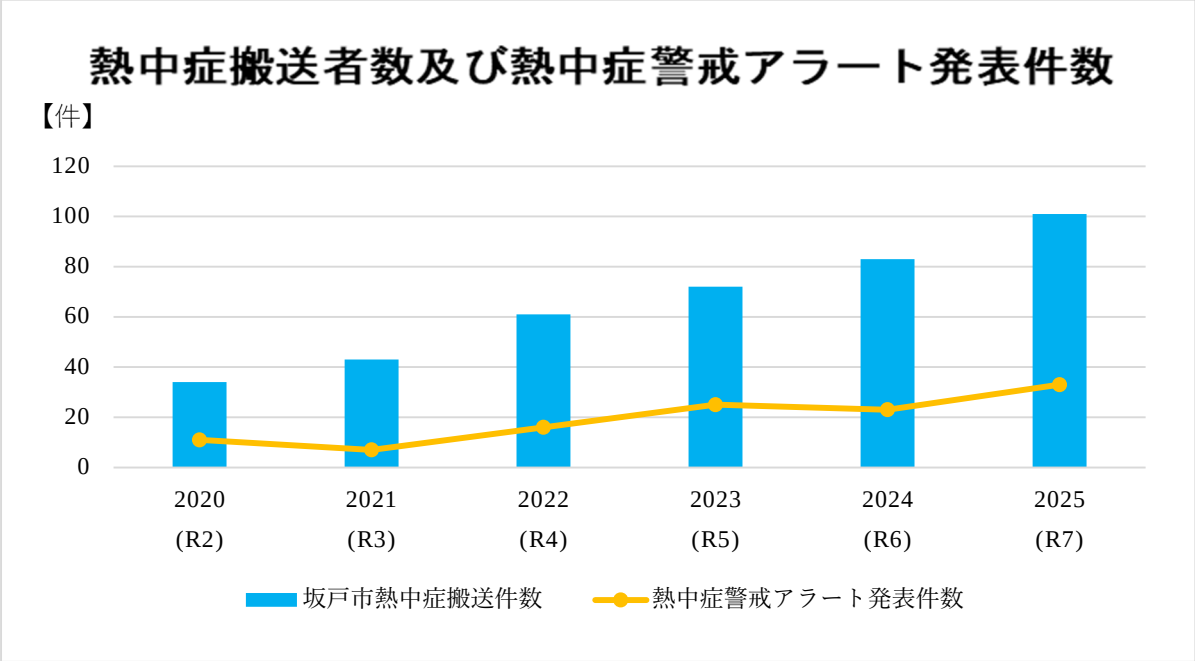


（３）熱中症

年度	熱中症救急搬送件数	熱中症警戒アラート*発表件数
2033（R15）（目標値）	47 件以下	
2020（R2）	34	11
2021（R3）	43	7
2022（R4）	61	16
2023（R5）	72	25
2024（R6）	83	23
2025（R7）	101	33

※ 環境基本計画では、熱中症救急搬送件数については、坂戸・鶴ヶ島消防組合管内で搬送された件数の現状をもとに目標値を設定していました。環境報告書では、坂戸市内から熱中症救急搬送された件数を記載することとし、目標値については、坂戸市と鶴ヶ島市の人口割合で按分した値としています。

※ 熱中症警戒アラート発表件数については、埼玉県内の発令件数になります。（2020（R2）年 7 月から試験運用が開始され、2021（R3）年 4 月から全国で運用が開始されました。）



参考資料

1. 各指標項目の経過
2. 計画期間における市の主な実績
3. 市の環境に関するデータ
4. 環境基本条例
5. 用語解説

1. 各指標項目の経過

１）達成指標

基本目標１　脱炭素型の暮らしを実現できるまち【坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

・ 市域における二酸化炭素排出量

・ 再生可能エネルギーの導入容量

P29（坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））に掲載しております。

基本目標２　地域の資源を大切にした持続可能なまち

達成指標項目	目標値 目標年度	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）
市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（g）	589 g 以下 2033（R15）	613	586	587	607
事業系ごみ排出量（t）	4.500 以下 2033（R15）	4,501	4,390	4,429	4,227
リサイクル率（%）	29.0 以上 2033（R15）	28.3	26.3	25.8	24.0

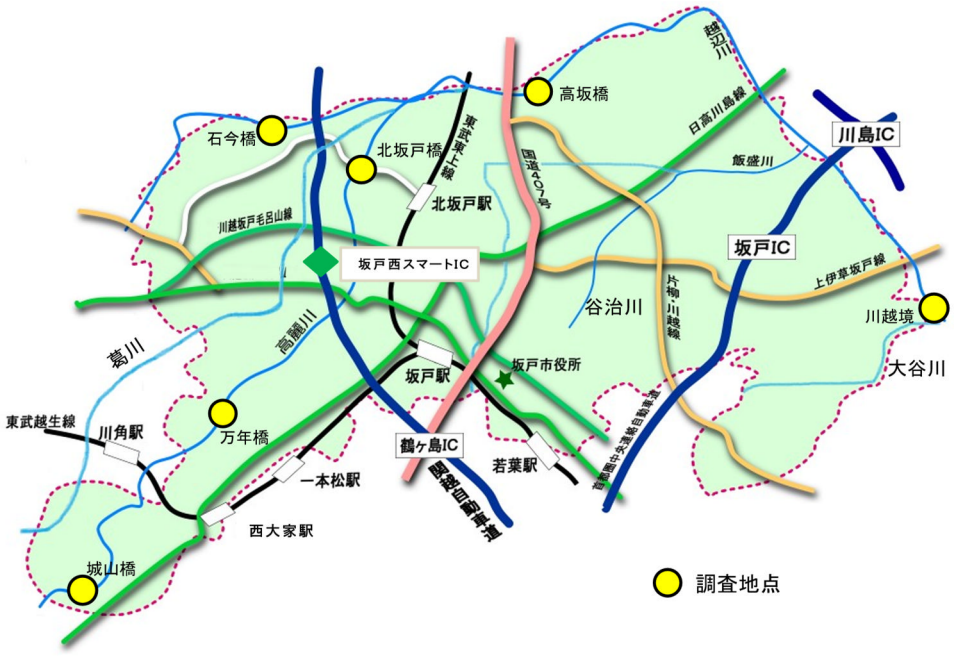
基本目標３　自然と調和したみどりあふれる清流のまち

・ 公共用水域（河川）の環境基準の達成

実施事項			環境基準	2022 （R4）	2023 （R5）	2024 （R6）	2025 （R7）
水素イオン濃度（ｐＨ）	高麗川	城山橋	6.5～8.5	8.0	8.3	8.1	8.3
		万年橋		8.0	8.2	8.0	8.0
		北坂戸橋		7.9	7.9	7.9	7.7
	越辺川	石今橋		7.8	7.9	7.7	7.8
		高坂橋		8.1	8.0	7.9	8.1
		川越境		7.6	7.7	7.7	8.1
生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）（mg/L）	高麗川	城山橋	2.0 以下	0.6	0.7	0.6	0.6
		万年橋		0.8	0.8	0.5	0.7
		北坂戸橋		0.8	0.8	0.5	0.5
	越辺川	石今橋	3.0 以下	0.8	0.6	0.5	0.5
		高坂橋		0.9	1.0	0.5	1.0
		川越境		2.5	5.5	1.7	4.6

実施事項			環境基準	2022 （R4）	2023 （R5）	2024 （R6）	2025 （R7）
浮遊物質量 （ＳＳ） （mg/L）	高麗川	城山橋	25.0 以下	1.3	1.5	2.0	1.0
		万年橋		1.5	2.5	2.0	3.0
		北坂戸橋		1.3	2.0	3.0	2.0
	越辺川	石今橋		1.8	2.3	2.0	6.0
		高坂橋		3.0	8.5	4.0	4.0
		川越境		6.8	18.0	6.0	16.0
溶存酸素量 (ＤＯ) （mg/L）	高麗川	城山橋	7.5 以上	9.6	10.4	10.0	10.0
		万年橋		10.6	10.6	9.6	9.4
		北坂戸橋		10.8	10.6	9.6	9.0
	越辺川	石今橋	5.0 以上	10.4	10.0	9.4	10.0
		高坂橋		10.7	10.4	10.0	10.0
		川越境		8.4	8.0	8.4	9.5
大腸菌数 （CFU/100mL）	高麗川	城山橋	300 以下	57	110	75	44
		万年橋		33	30	44	26
		北坂戸橋		20	35	32	38
	越辺川	石今橋	1,000 以下	122	94	182	90
		高坂橋		23	47	55	47
		川越境		55	116	129	92

※　値は年 4 回の測定の平均値になります。



基本目標４　健康で安全に安心して暮らせるまち【坂戸市気候変動適応計画】

・ 大気、騒音、振動の環境基準の達成

≪大気≫

実施事項	環境基準	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）
二酸化窒素（ppm）	0.04～0.06ppm 以内又はそれ以下	0.02	0.019	0.007	0.006
浮遊粒子状物質（SPM）（㎎/㎥）	0.10mg/㎥以下	0.031	0.031	0.012	0.015
微小粒子状物（PM2.5）（μg/㎥）	35μg/㎥以下	20.5	19.2	8.6	9.7

※　値は年間の平均値になります。（測定地点：芦山公園）

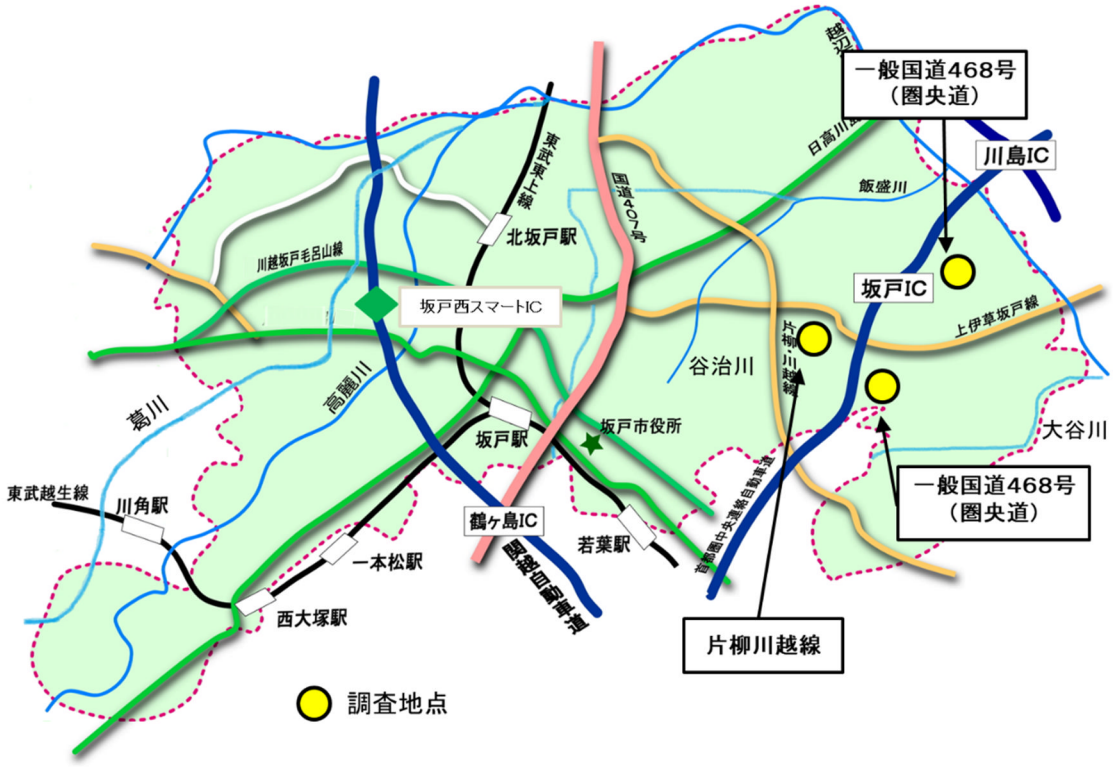
・ 大気関係の環境基準

二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm の範囲内、又はそれ以下
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/ｍ^{3}以下であり、かつ 1 時間値が 0.20 mg/ｍ^{3}以下
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/㎥以下であり、かつ 1 日平均値が 35μg/㎥以下

≪騒音≫

年度	実施事項		環境基準	要請限度	測定値（単位：dB）
2022（R4）	関越自動車道	昼間	70 以下	75 以下	61
		夜間	65 以下	70 以下	59
	日高川島線	昼間	70 以下	75 以下	67
		夜間	65 以下	70 以下	61
2023（R5）	一般国道 407 号（片柳地内）	昼間	70 以下	75 以下	69
		夜間	65 以下	70 以下	66
	一般国道 407 号（八幡地内）	昼間	70 以下	75 以下	65
		夜間	65 以下	70 以下	62
	川越坂戸毛呂山線（にっさい花みず木地内）	昼間	70 以下	75 以下	65
		夜間	65 以下	70 以下	61
	川越坂戸毛呂山線（善能寺地内）	昼間	70 以下	75 以下	66
		夜間	65 以下	70 以下	61
	片柳川越線	昼間	70 以下	75 以下	67
		夜間	65 以下	70 以下	61

年度	実施事項		環境基準	要請限度	測定値（単位：dB）
2024（R6）	一般国道 407 号（八幡地内）	昼間	70 以下	75 以下	65
		夜間	65 以下	70 以下	62
	日高川島線（石井地内）	昼間	70 以下	75 以下	66
		夜間	65 以下	70 以下	57
	ときがわ坂戸線（小山地内）	昼間	70 以下	75 以下	68
		夜間	65 以下	70 以下	62
2025（R7）	一般国道 468 号（青木地内）	昼間	70 以下	75 以下	55
		夜間	65 以下	70 以下	52
	一般国道 468 号（小沼地内）	昼間	70 以下	75 以下	56
		夜間	65 以下	70 以下	54
	片柳川越線（塚越地内）	昼間	70 以下	75 以下	68
		夜間	65 以下	70 以下	62



※　調査地点については、2025（R7）年度分のみ表示しています。

・熱中症救急搬送件数

P37（坂戸市気候変動適応計画）に掲載しております。

基本目標５　一人一人が環境を学び行動するまち

達成指標項目	目標値 目標年度	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）
埼玉県環境アドバイザー等の人数（人）	10 人以上 2033（R15）	3	3	2	2

※　環境基本計画に記載している埼玉県環境アドバイザー等の人数について、目標設定時の値に修正がありましたので、2022（R4）年度の値を変更しています

２）取組指標

基本目標１　脱炭素型の暮らしを実現できるまち【坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

施策指標項目	目標値 目標年度	2022 （R4）	2023 （R5）	2024 （R6）	2025 （R7）
市の補助金を利用した住宅用太陽光発電システムの総導入量（ｋW）	8600ｋW 以上 2030（R12）	6,119	6,437	6,832	7,125
埼玉県エコアップ認証事業所（事業所）	5 事業所以上 2030（R12）	1	1	1	1
市の公共施設から排出される温室効果ガス排出量（年間）（t-CO_2/年）	10375 t-CO_2以下 2030（R12）	12,685	13,358	13,547	12,342

基本目標２　地域の資源を大切にした持続可能なまち

施策指標項目	目標値 目標年度	2022 （R4）	2023 （R5）	2024 （R6）	2025 （R7）
生ごみ処理器の補助件数（総数）（基）	6,660 基以上 2033（R15）	5,937	5,988	6,042	6,096
廃棄物における厨芥類の割合（湿物基準）（%）	30%以下 2033（R15）	22.77	30.93	25.03	41.03
年間排出量に対する資源物の割合（%）	20%以上 2033（R15）	17.8	17.6	17.2	16.5
事業所と連携したキャンペーン等の実施回数（回/年）	年 2 回以上 2033（R15）	1	2	3	3

基本目標３　自然と調和したみどりあふれる清流のまち

施策指標項目	目標値 目標年度	2022 （R4）	2023 （R5）	2024 （R6）	2025 （R7）
合併処理浄化槽への転換件数（件）	50 件以上 2033（R15）	27	37	27	6
オープンガーデン参加者数（人）	30 人以上 2033（R15）	18	17	17	16
アライグマ捕獲従事者証取得者数（人）	180 人以上 2033（R15）	107	117	123	129

基本目標４　健康で安全に安心して暮らせるまち【坂戸市気候変動適応計画】

施策指標項目	目標値 目標年度	2022 （R4）	2023 （R5）	2024 （R6）	2025 （R7）
公害等苦情件数（件/年）	20 件以下 2033（R15）	47	49	84	72
不法投棄処分量（kg/年）	1,700 kg以下 2033（R15）	970	1,340	2,595	1,670
まちのクールオアシス協力施設数（施設）	150 施設以上 2033（R15）	118	129	110	113
坂戸市防災アプリの登録者数（人）	10,000 人以上 2033（R15）	5,397	5,579	7,653	8,524

基本目標５　一人一人が環境を学び行動するまち

施策指標項目	目標値 目標年度	2022 （R4）	2023 （R5）	2024 （R6）	2025 （R7）
環境学習講座の参加者数（人/年）	5,000 人以上 2033（R15）	2,237	2,448	2,920	3,575
環境関連イベントの参加者数（人/年）	2,000 人以上 2033（R15）	402	742	818	899

環境学習講座実施担当課等	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）
環境政策課（人）	0	52	67	150
廃棄物対策課（人）	0	19	33	254
環境学館いずみ（人）	1,697	1,906	2,193	2,535
西清掃センター（人）	540	490	610	614
地域交流センター（人）	0	0	50	22

環境関連イベント	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）
いずみ DAY（人）		520	554	474
古本市（人）	402	222	264	425

※　2022（R４）年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、講座やイベントの一部を実施しませんでした。

2. 計画期間における市の主な実績

1）一覧表

年度	主な実績
2024（R6）	・ごみとして排出された製品プラスチックのリサイクルを開始 ・環境学館いずみに電気自動車充電設備を 2 基設置 ・「坂戸市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」を制定
2025（R7）	・環境学館いずみの電力契約を再生可能エネルギー由来の電力契約に切替え ・県内初となる官民連携型のリユース拠点として「ジモティースポット」を開設 ・環境省の「令和 7 年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業」に採択された空き家等におけるリユース品と廃棄物の一括戸別回収を実施 ・西清掃センターに粗大ごみ収集車としてＥＶトラックを導入するとともにＥＶ急速充電器を設置 ・市民バスにＥＶバスを 2 台導入
2026（R8）	
2027（R9）	
2028（R10）	
2029（R11）	
2030（R12）	
2031（R13）	
2032（R14）	
2033（R15）	

3. 市の環境に関するデータ

1）市の公共施設等への再生可能エネルギー設備導入状況

施設名	設置箇所	用途	種類・出力	
環境学館いずみ	屋根	館内照明・空調・売電	太陽光（10kW）	
	駐車場	道路照明	太陽光（0.055 kW）	風力（0.072kW）
溝端公園	園内	照明灯・非常用電源	太陽光（0.4kW）	風力（0.6kW）
伊豆の山公園	トイレ	トイレ内照明	太陽光（0.15kW）	
西坂戸運動公園	トイレ	トイレ内照明	太陽光（0.01kW）	
勤労女性センター	駐車場	照明灯	太陽光（0.07kW）	
坂戸小学校	校舎	校舎用電源・売電	太陽光（27.3 kW）	
入西地域交流センター	屋根	館内照明・コンセント・売電	太陽光（20 kW）	
東坂戸出張所	屋根	売電	太陽光（11.42kw）	※施設は UR 都市再生機構の所有
北坂戸団地集会所	屋根	売電	太陽光（30.95kw）	
西清掃センター	焼却施設	空調・熱供給	ごみ燃焼発熱量(基準ごみ　2炉運転　冬季)=23,725MJ/h うち空調・熱供給等利用=3,449 MJ/h	
勝呂地域交流センター	屋根	館内照明・コンセント	太陽光（10.26kW）	
大家地域交流センター	屋根	館内照明・コンセント	太陽光（10.26kW）	
高麗川コミュニティパーク管理棟	屋根	売電	太陽光（10.8kW）	

2）次世代自動車等の保有台数

車種（台）	2021（R3）	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）
電気自動車（EV）	1	1	1	1	2
ハイブリット（HV）	3	3	3	3	4
プラグインハイブリット（PHV）	2	2	2	2	2
天然ガス自動車（CGV）	2	2	2	1	0
燃料電池自動車（FCV）	0	0	0	0	0
ガソリン車	90	89	90	90	90
合計	98	97	98	97	98

3）市の公共施設等への電気自動車充電機器導入状況

施設名	種類等	設置台数	運用開始日
本庁舎	普通充電（200V 用） 急速充電（38kw）	2 基（公用） 1 基（公用）	2013（H25）年度 2025（R7）年度
環境学館いずみ	普通充電（200V 用） 普通充電（6kw）	1 基（公用） 2 基（一般用）	2016（H28）年度 2024（R6）年度
西清掃センター	急速充電（50kw）	1 基（公用・一般用）	2025（R7）年度

4）市の公共施設等のＬＥＤ照明機器の導入状況

施設分類(%)	2024（R6）	2025（R7）
本庁舎	74.3	75.4
小中学校	19.6	20.3
交流センター等その他の施設	38.5	45.4
道路照明灯・防犯灯等	99.9	99.9
全施設	48.5	51.3

※ LED 照明機器の導入調査は 2024（R6）年度から開始しました。

5）西清掃センターの排出ガスの状況

実施事項		排出基準	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）
ダイオキシン類濃度（ng-TEQ/m³N）	1 号炉	10	0.070	0.15	0.10	0.12
	2 号炉		0.060	0.068	0.22	0.084
ダスト濃度（g/m³N）	1 号炉	0.25	<0.0036	<0.0033	<0.0035	<0.0038
	2 号炉		0.0036	0.0034	<0.0038	<0.0035
全硫黄酸化物濃度（m³N/h）	1 号炉	82.47	0.0078	0.0069	0.017	<0.0082
	2 号炉		<0.0056	0.017	0.0087	0.0095
窒素酸化物濃度（ppm）	1 号炉	250	110	99	85	101
	2 号炉		89	101	102	102
塩化水素濃度（mg/m³N）	1 号炉	200	2.3	<1.9	1.8	<2
	2 号炉		<2.1	3.7	2.2	<2

※ ダイオキシン類濃度の値は年 1 回の測定値、それ以外は年 4 回の測定の平均値になります。

6）発火性危険物による火災件数

発火原因	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）
充電式電池	61	199	103	147
モバイルバッテリー	41	0	64	59
掃除機	21	0	29	17
電子たばこ	14	0	9	10
スプレー缶	7	7	14	11
その他	80	16	28	20
合計	224	222	247	264

※ その他には、タブレット、スマートフォン（携帯電話)、ハンディファン、インパクトドライバー、ドライヤー、カセットボンベ、シェイバー、パソコン、ライターの他、原因不明のものを含みます。

7）サツキクリーンセンターの放流水の状況

実施事項	排出基準	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6	7.5	7.4	7.4	7.3
生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L）	60	1.4	1.5	0.95	0.67
浮遊物質量（SS）（mg/L）	60	<5	<5	1.2	<1
大腸菌群数（個/ ㎤）	3,000	<30	<30	0.083	0
全窒（mg/L）	120	16	15	15	15
全リン（mg/L）	16	<0.10	<0.10	<0.05	<0.05
ダイオキシン類濃度（pg-TEQ/L）	10	0.000066	0	0.0037	0.000074

※ 2024（R6）年度から測定機器の定量下限値が変更されています。

※ ダイオキシン類濃度の値は年１回の測定値、それ以外の値は年12回の測定の平均値になります。

※ ダイオキシン類濃度について、2023（R5）年度は定量下限値未満のため「0」と記載しています。

※ 定量下限値：信頼できる最小値

8）光化学スモッグ注意報等の発令状況

発令状況	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）
予報	9	6	16	8
注意報	5	3	9	2
警報	0	0	0	0

９）市内河川の水質状況

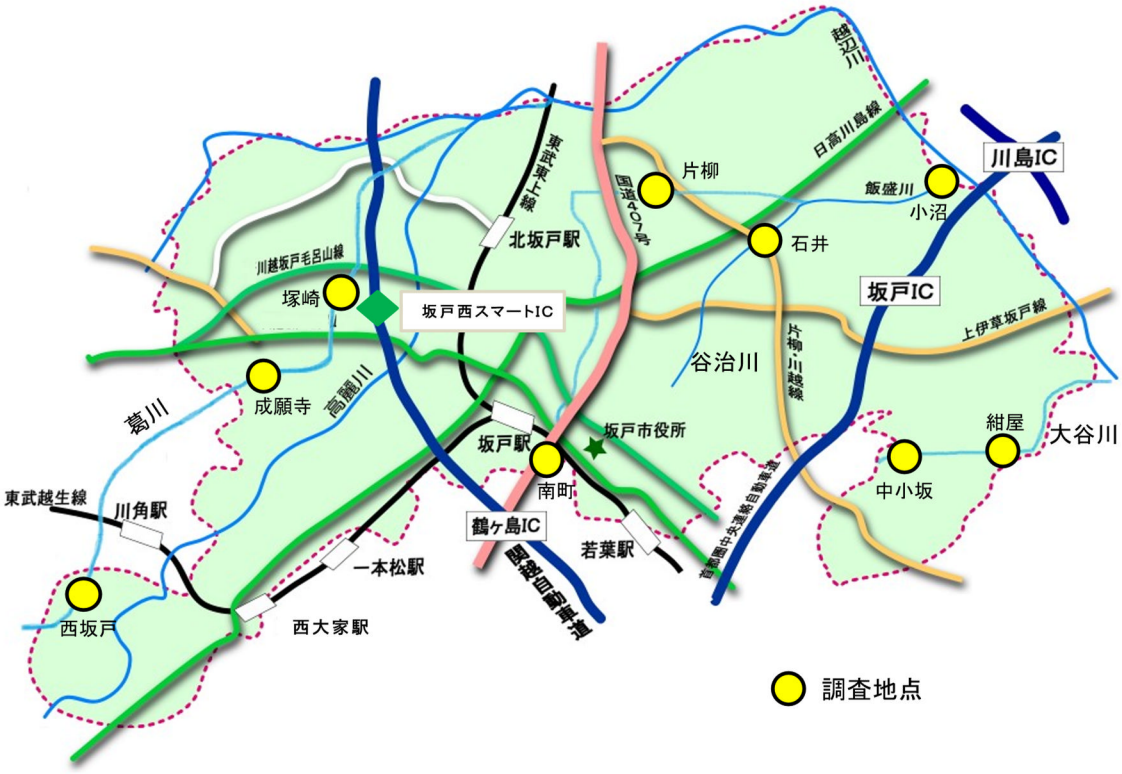
実施事項			2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）
水素イオン濃度（ｐＨ）	飯盛川	南町	7.4	7.5	7.5	7.6
		片柳	7.5	7.6	7.5	7.6
		小沼	7.5	7.7	7.6	7.7
	葛川	西坂戸	8.2	8.7	8.2	8.6
		成願寺	8.0	8.3	8.3	8.3
		塚崎	7.4	7.5	7.5	7.6
	谷治川	石井	7.3	7.4	7.4	7.3
	大谷川	中小坂	7.8	7.7	7.6	7.8
		紺屋	7.8	7.9	7.8	7.9
生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）（mg/L）	飯盛川	南町	1.1	1.5	2.5	1.5
		片柳	7.3	6.9	5.2	7.4
		小沼	5.7	6.3	5.0	9.5
	葛川	西坂戸	0.8	1.1	1.3	0.9
		成願寺	1.6	3.6	9.1	3.0
		塚崎	0.8	0.9	0.8	1.1
	谷治川	石井	3.1	2.5	1.4	1.9
	大谷川	中小坂	3.0	1.5	1.4	2.1
		紺屋	1.7	1.8	0.9	2.6
浮遊物質量（ＳＳ）（mg/L）	飯盛川	南町	2.8	4.0	3.0	7.0
		片柳	4.5	6.0	4.0	11.0
		小沼	7.3	5.8	6.0	7.0
	葛川	西坂戸	3.0	11.0	12.0	4.0
		成願寺	4.5	7.8	16.0	8.0
		塚崎	5.0	5.5	4.0	7.0
	谷治川	石井	10.3	4.8	8.0	5.0
	大谷川	中小坂	4.3	4.0	3.0	6.0
		紺屋	3.5	5.0	3.0	7.0
溶存酸素量(ＤＯ)（mg/L）	飯盛川	南町	9.6	8.7	9.0	8.8
		片柳	8.5	7.9	7.5	6.9
		小沼	7.9	7.7	7.8	6.9
	葛川	西坂戸	11.2	12.0	11.0	11.0
		成願寺	9.6	8.5	8.4	9.5
		塚崎	9.3	9.6	8.9	9.2
	谷治川	石井	7.8	6.5	7.7	6.5
	大谷川	中小坂	10.0	9.6	9.4	9.1
		紺屋	10.1	9.7	9.9	8.6

実施事項			2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）
大腸菌数（CFU/100mL）	飯盛川	南町	3,365	1,620	838	705
		片柳	224	193	180	4,165
		小沼	167	729	238	530
	葛川	西坂戸	305	316	385	109
		成願寺	293	255	1,452	472
		塚崎	103	64	82	140
	谷治川	石井	3,790	5,030	970	840
	大谷川	中小坂	376	890	838	3,373
		紺屋	78	504	175	3,454

※　値は年 4 回の測定の平均値になります。

※　2022（R4）年度に環境基準項目が大腸菌群数から大腸菌数に変更になったため、目標設定時の値を一部未測定として記載しています。

※　水質汚濁に係る環境基準には、全ての公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と河川等の利水目的に応じた水域に区切って類型を設けた「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」があります。参考に記載の河川水質に係る環境基準は、生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）で、河川の類型ごとに定められており、高麗川、越辺川については類型指定されているため基準値があり、飯盛川、葛川、谷治川、大谷川については類型指定されていないため、環境基準がありません。



4. 環境基本条例

目次

前文
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　環境の保全等に関する基本的施策（第７条―第17条）
第３章　環境の保全等のための推進体制（第18条・第19条）
第４章　環境審議会（第20条―第29条）
附則

私たちのまち坂戸は、武蔵野の緑と高麗川の清流の織りなす恵み豊かな自然の中ではぐくまれ、歴史と文化を築き発展してきた。

しかしながら、都市化や生活様式の変化により私たちの社会経済活動は、生活の便利さや物の豊かさを求めて資源やエネルギーを大量に消費してきたため、身近な自然が次第に失われるとともに、水質の汚濁や大気の汚染などの都市生活型公害や廃棄物問題などが顕在化してきている。

さらに、私たちを取り巻く環境では、地球の温暖化やオゾン層の破壊などが進行し、すべての生物の存続基盤である地球環境が脅かされつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を維持していくために必要となる安全でかつ快適な環境を享受する権利を有するとともに、人と自然が共生できる環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に努め、それを将来の世代に引き継がなければならない責務を有している。

私たちは、市、事業者及び市民がそれぞれの役割のもとに、自主的かつ積極的にその責務を果たし、相互の協力によって住みよい環境の保全と創造を推進し、「豊かな自然環境と共生するまちづくり」を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。

２　この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分に影響が及ぶ事態に係る環境の保全をいう。

３　この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動で生ずる広範囲の大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭による人の健康又は生活環境（動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害をいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全等は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康

かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるように、適切に推進されなければならない。

2　環境の保全等は、人と自然が共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう適切に推進されなければならない。

3　地球環境の保全は、地域の環境と密接にかかわっていることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2　市は、自らの施策を実施するに当たっては、健全な生態系の保護を図るとともに、多様な自然環境の保全と創造に努めなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止するとともに、自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(１)　事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理を行うこと。

(２)　事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(３)　再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3　前２項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第６条　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するとともに、自然環境の適正な保全及び回復に努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第２章　環境の保全等に関する基本的施策

（環境基本計画）

第７条　市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(１)　環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(２)　前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、坂戸市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4　市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

第８条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

（環境報告書の作成等）

第９条　市長は、環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等について、毎年度、報告書を作成し、公表するものとする。

（規制の措置）

第10条　市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進）

第11条　市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（環境の調査）

第12条　市は、環境の状況を把握し、又は環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査の実施に努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の振興等）

第13条　市は、事業者及び市民が環境の保全等について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全等に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な環境保全活動の促進）

第14条　市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第15条　市は、第13条の環境教育及び環境学習の振興等並びに前条の自発的な環境保全活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（市民の意見の反映）

第16条　市は、環境の保全等に関する施策を策定する場合には、市民の意見が反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（地球環境の保全）

第17条　市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第３章　環境の保全等のための推進体制

（推進体制の整備）

第18条　市は、環境の保全等に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

（国、県及び他の地方公共団体との協力）

第19条　市は、環境の保全等に関し、広域的な取組みを必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第４章　環境審議会

（環境審議会の設置）

第20条　環境基本法（平成５年法律第91号）第44条の規定に基づき、坂戸市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第21条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(１)　環境基本計画に関すること。

(２)　その他環境の保全等に関し必要なこと。

（組織）

第22条　審議会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(１)　市民の代表者

(２)　関係団体の代表者

(３)　学識経験者

(４)　関係行政機関職員

（任期）

第23条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第24条　審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第25条　会長は、審議会を招集し、その議長となる。

２　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（小委員会）

第26条　審議会は、特定事項を調査審議するため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

２　小委員会の委員長及び委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

（関係者の出席）

第27条　審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（庶務）

第28条　審議会の庶務は、環境産業部環境政策課において処理する。

（委任）

第29条　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成14年４月１日から施行する。

（坂戸市環境審議会条例の廃止）

2　坂戸市環境審議会条例（昭和46年坂戸町条例第３号）は、廃止する。

（経過措置）

3　この条例の施行の際現に廃止前の坂戸市環境審議会条例の規定に基づき委嘱されている委員は、第22条第１項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第23条第１項の規定にかかわらず、平成15年３月25日までとする。

附　則（平成26年条例第32号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成 27 年４月１日から施行する。

5. 用語解説

●あ行

暑さ指数（WBGT）

熱中症を予防することを目的とし、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい湿度、日射・輻射等周辺の熱環境、気温の 3 つを取り入れた指標をいう。暑さ指数が 28 を超えると熱中症患者が著しく増加するとされる。

大雨警報

大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生する恐れがあると予想したときに発表される。発表時には、特に警戒すべき事項を表題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。

大雨特別警報

台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量になる大雨が予想される場合に発表される。発表時には、大雨警報と同様に、特に警戒すべき事項を表題に明示して発表される。

オープンガーデン

イギリスが発祥といわれており、個人の庭や花壇を一般に公開することをいう。

●か行

気候変動適応法

気候変動への適応策を法的に位置づけ、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を明確化し、被害の回避・軽減を図るため、2018（H30）年に制定された。地域の実情に即し、地方公共団体の気候変動適応計画の策定を努力義務として規定している。

コージェネレーションシステム

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムの総称をいう。

●さ行

埼玉県エコアップ認証事業所

事業者自ら環境に関する方針を定め、その達成に向けた取組を実施するとともに、CO_2削減及び廃棄物の排出抑制等環境負荷低減に優れた取組をしており、県が認証した事業所をいう。

埼玉県環境アドバイザー

豊富な経験や知識を有し、地域での環境保全活動や環境学習等に対して指導及び助言等を行う方として埼玉県が登録した人をいう。

埼玉県地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策の推進に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき、地球温暖化防止の取組を進める者として知事が委嘱した人をいう。

エコショップ認定店舗

消費者、事業者や行政が一体となり環境保全、ごみ減量及びリサイクルの一層の推進を図るため、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む市内の主として物品、食料品の小売店を認定し、広く市民に周知する制度の認定を受けた店舗をいう。

スマートコミュニティ

家庭やビル、交通システムを IT ネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムをいう。

製品プラスチック

容器包装プラスチックやペットボトル等と異なり、プラスチック製のハンガー、定規、バケツ等製品そのものがプラスチック製のものをいう。従来、プラスチック製容器包装は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律により、分別収集、リサイクルが進められていたが、プラスチック製廃棄物の更なるリサイクル等を進めるため、2021（R3）年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定され、プラスチック製の製品についてもリサイクルを可能とした仕組みが設けられている。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいう。

ゼロカーボンシティ

日常生活や経済活動等からの二酸化炭素を含む温室効果ガス排出量と、森林等による温室効果ガス吸収量が、プラスマイナスゼロとなる状態をカーボンニュートラルといい、二酸化炭素排出量実

質ゼロを実現したまちを「ゼロカーボンシティ」という

●た行

地球温暖化対策の推進に関する法律

国全体が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律で、2021（R3）年には、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図るため、2050（R32）年までの脱炭素社会の実現を明記した改正が行われた。

厨芥類

家庭や飲食店、青果市場等の事業所から出る野菜くず、食べ残し等の生ごみをいう。

●な行

熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高くなると予想された際に危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行為を促すための情報をいう。暑さ指数（WBGT）の値が 33 以上と予想された場合、気象庁の予報区単位（一部を除き都道府県単位）で発表される。

●は行

ヒートアイランド現象

郊外に比べ都市部ほど気温が高くなる現象をいい、緑地の減少に加えて舗装、建物等による地表面被覆の人工化、密集した建築物による風通しの阻害等都市形態の高密度化、建物、工場、自動車等の人工排熱の増加が主な要因といわれている。

フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動をいう。

フードバンク

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO 等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動をいう。

●ま行

まちのクールオアシス

埼玉県が熱中症予防対策の一環として実施する事業に賛同する公共施設や事業所等で、外出時の一時休息所の設置や熱中症情報発信拠点となる施設のことをいう。

●英数

4R

リデュース（Reduce：ごみを減らす）、リユース（Reuse：再利用する）、リサイクル（Recycle：再資源化）の３つのＲに加え、リフューズ（Refuse：不必要なものは買わない、断る）を加えた４つのＲをいう。

ZEB（ネット･ゼロ･エネルギー･ビル）

建物の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入し、室内環境の質を維持したまま年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建物のことをいい、住宅の場合は ZEH（ゼッチ）、ビルの場合は ZEB（ゼブ）という。

坂戸市環境報告書

（令和 8 年度版）

令和８年 11 月発行
発行：坂戸市　環境産業部　環境政策課
〒350-0292
埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
TEL　049-283-1331（代）
　　049-283-1447（直）
FAX　049-283-1366
URL　https://www.city.sakado.lg.jp
Email　sakado41@city.sakado.lg.jp